

衆議院 商工委員会 議 録 第十 三 号

(二六四)

昭和六十一年四月二十二日(火曜日)
午後五時九分開議

出席委員

委員長 野田 毅君

理事 奥田 幹生君

理事 野上 徹君

理事 城地 豊司君

理事 長田 武士君

理事 甘利 明君

理事 尾身 幸次君

理事 奥田 敬和君

理事 金子原二郎君

理事 高村 正彦君

理事 辻 英雄君

理事 原田昇左右君

理事 水野 清君

理事 上西 和郎君

理事 中村 重光君

理事 水田 稔君

理事 横江 金夫君

理事 近江已記夫君

理事 吉井 光昭君

理事 瀬崎 博義君

出席國務大臣

通商産業大臣

房長

通商産業大臣官

房総務審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業省産業

政策局長

通商産業省基礎

産業局長

通商産業省生活

産業局長

委員外の出席者

議員 上坂 昇君

議員 海老原 格君

議員 片山 徹君

議員 坂本 弘道君

議員 中井 一士君

議員 渡辺 徹君

議員 富田 達夫君

議員 倉田 雅広君

議員 渡辺 徹君

議員 中井 一士君

議員 坂本 弘道君

議員 片山 徹君

議員 海老原 格君

議員 上坂 昇君

委員の異動

四月二十二日

辞任

甘利 明君

加藤 卓二君

粕谷 茂君

林 大幹君

奥野 一雄君

中村 重光君

木内 良明君

工藤 晃君

同日

辞任

石原健太郎君

越智 伊平君

金子原二郎君

松田 九郎君

上坂 昇君

山中 末治君

吉井 光昭君

補欠選任

石原健太郎君

松田 九郎君

金子原二郎君

越智 伊平君

上坂 昇君

山中 末治君

吉井 光昭君

瀬崎 博義君

同日

補欠選任

甘利 明君

林 大幹君

粕谷 茂君

加藤 卓二君

上西 和郎君

中村 重光君

木内 良明君

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺國務大臣 特定商品等の預託等取引契約に

関する法律案につきまして、その提案理由及び要

旨を御説明申し上げます。

豊田商事に端を発したいわゆる現物まがい商法

による消費者の被害が昨年来大きな社会問題とな

り、同種の被害の再発防止対策の必要性が指摘さ

れてまいりました。

これにつきましては、関係六省庁間の検討結果

を踏まえ、産業構造審議会に諮問し、三月十一日

に答申を得たところであります。答申では、悪質

な取引については実質的に禁止の効果を持ち、消

費者被害の再発防止が図れるような立法措置を講

ずるべきであると指摘しております。

この法律案は、この答申の趣旨に沿って、特定

商品等の預託等取引契約の締結及びその履行を公

正にし、当該契約に係る預託者が受けることのある

損害の防止を図ることを内容とするものであり

ます。

本法律案の概要は、次のとおりであります。

まず、本法律案においては、

一 一定の期間、政令で指定する「特定商品」の

預託を受け、財産上の利益を供与することを約

する契約

二 一定の期間経過後その買い取りを条件として

特定商品の預託を受けることを約する契約

三 これらと同様の契約で、特定商品にかえて政

令で指定する「施設利用権」を用いる契約

を「預託等取引契約」として定義しております。

この預託等取引契約に基づいて事業を行う者に対

し、規制を行うことといたします。

次に、規制の具体的内容について説明いたしま

す。

第一に、勧誘に際し、契約及び事業者の概要に

ついて書面を交付しなければならないこととして

ます。

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案

おります。

第二に、契約を締結した場合には、契約内容を書面で明確にしなければならないこととしております。

第三に、不当な勧誘行為その他顧客または預託者の保護に欠ける行為を禁止することとしております。

第四に、預託者は、事業者の業務及び財産の状況を記載した書類の閲覧を求めることができることとしております。

第五に、預託者に対し、契約締結後十四日以内のクーリングオフによる契約の解除を認めるとともに、同期間経過後いつでも契約を解除する権利を与えることとし、事業者の預託者に対する損害賠償または違約金の請求額についても制限することとしております。

その他、規制の実効性を担保するため、業務停止命令、罰則等所要の規定を整備しております。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○野田委員長 次に、上坂昇君。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○上坂議員 ただいま議題となりました日本社会党・護憲共同提案の訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨について御説明申し上げます。御承知のとおり、昨年社会問題となりました豊田商事を初めとしたいわゆる悪徳商法について、出資法や独禁法など現行法令で規制することができず、各省市や消費生活センター等に被害者から多くの苦情が寄せられながら、何ら打つ手を持たず、被害者が増大していくのに対処できなかったことはまことに遺憾であります。

当委員会においても、この問題については過去何回も取り上げられ、商法の形態が一様に訪問販売の手法がとられていたため、訪問販売法の改正を強く主張してきたところであります。

しかしながら、今回、政府は被害の実態や商法の手口を十分に把握しておりながら、悪徳商法の形態である現物詐欺まがい商法のみだけを規制する特定商品等の預託等取引契約に関する法律案を提出しておりますが、これだけでは、悪徳商法を規制することはできず、今後の被害の再発防止には到底なり得ないことは明白であります。

したがって、我が党は立法院の責任として、悪徳商法の一掃を行うべく、そのあらゆる形態をも規制し、今後こうした商法が成り立たないよう訪問販売法を改正し、健全な市場をつくることを目的とした訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案を提案申し上げた次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、訪問販売の概念の拡張についてであります。現物詐欺まがい商法の規制として、現物詐欺まがい商法において現物として利用された金地金、ダイヤモンド等を指定商品に指定することができるよう政令の指定要件を拡張し、現物詐欺まがい商法を訪問販売として規制するものとしたしております。また、役務、会員権商法の規制としては、指定役務に係る訪問取引をも訪問販売に取り込み、会員権商法を規制し得るものとしております。同時に、訪問販売の販売方法の拡張をし、現行法では、購入者を営業所に導いて売買契約を締結する販売方法を規制対象外としておりますが、営業所外における対面勧誘による販売方法を規制対象に取り込み、脱法行為を防止することとしたしております。あわせて、悪質訪問販売業者に対して、指示・命令・公表・罰則による規制をすることができるよういたしましたしております。

第二に、通信販売の概念を拡張し、指定商品における指定要件の拡張、指定役務に係る通信取引

の規制の新設、クーリングオフ制度の新設、悪質通信販売業者に対し、指示・命令・公表・罰則による規制をすることができるよういたしましたしております。

第三に、元本保証を伴わない預託等取引契約の締結の禁止であります。預託者の財産の預託を受けまたはこれを管理し、その預託または管理に關し財産上の利益を供与すること等を約する取引を業として営む者は、預託者に対する預託財産またはこれに相当する財産の返還等を担保するために銀行、保険会社等との支払い保証委託契約の締結等をせず、その取引契約を締結してはならないものとし、これに違反したときは、その契約は無効とするともに、違反した者には刑罰を科するものとしたしております。

第四に、連鎖販売取引の定義の拡張であります。社会的に問題となっているマルチマがい商法の委託販売・取次販売・紹介販売に係るものを連鎖販売取引として規制し得るよう定義を拡張するとともに、その販売の目的物に会員権等を含めるものとしたしております。

そのほかに、著しく執拗な勧誘その他不当な勧誘方法の規制や、消費者またはその団体は、業者が法律の規定に違反していると認料するときは、主務大臣に対し措置要求ができるものとしております。以上が我が党提案の法律案の趣旨及び主たる内容であります。

何とぞ賢明な各位から慎重な御審議を賜り、速やかに可決されるようお願いをいたしまして、提案を終わります。

○野田委員長 以上で両案についての提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○野田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっており、両案につきま

て、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選、日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水田君。

○水田委員 この化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が施行されたのが昭和四十九年の四月でありますから、既に十二年という年月を経過しております。したがって、その間に新規の化学物質がどのくらい届け出られたのか。あるいはまた当然の場合四条件一項によってシロクロがあるいは灰色の判定を行われることになっておるわけでございますが、その状況は一体どうなっておるのか。さらに四条件二項によって分解度試験、濃縮度試験、慢性毒性試験等が行われておるはずであります。これらの試験の実施状況はどうなっておるのか。まず通産省にお伺いしたいと思ひます。

○岩崎政府委員 法施行後昭和六十年末までに、新規化学物質として二千八百八十九件の届け出がございました。うち二千三百十件につきまして安全確認を行っております。この差は、途中において取り下げられたもの、あるいは現在濃縮性試験あるいは毒性試験等を進行中のものというふうに御理解いただきたいと思います。

○水田委員 そこで、四十九年四月の化学法の施行当時に既にあった既存の化学物質の数は一体幾らあつて、そしてこれはずっと安全性の確認の調査をやつておるはずなんです。点検を全部終つたのかどうか、それはどういふうか。

おるのか伺いたいと思います。

○岩崎政府委員 先生御指摘のとおり、法制定時以前に存在いたしました化学物質については、既存化学物質として国がその安全性の確認を行うことにしております。これまでに毎年約五十から七十品目程度その安全性の確認をこの十年間ほど続けて進めてきております。これ自体、既存物質として日本国にありまふものが、これは分類によりますけれども約二万種でございます。その二万種に比へますとその安全性確認の進捗度が遅いではないか、こういう御批判もあらうかと思ひますけれども、基本的に私どもは、分解性あるいは慢性毒性等いろいろな意味でこれは危ないないというようなものから確認を進めておりますので、その意味では、そういった全体数に比べての確認済みのものが比較的少数にとどまっておりますというところが、それほど実態的に大きな差し迫った危険を持つていふふうには考えておりません。

○水田委員 これまでも安全とされてきたものの何のチェックもなく、例えばPCBは最たるものですね。我々の生活の周りで例えばノーカーボンペーパーとか、そういうことはだれも考えずに流通してきていたわけでしょう。それがあれだけの毒性があるということがわかり、環境汚染につながることから、たくさんある化学物質をそう甘く見るのはいかげなものと私は思ふのです。ですから、それは実際にそれをつくる、使う労働者がどういふ影響を受けるか、あるいはまたそれが環境にどういふ影響を及ぼしたか、チェックは終わってなくても現実には存在して使われておるといふことに問題があるわけですから、本来言へば、この法律案が通ったとき、この試験研究というのは早急にやるべし、こういうことで附帯決議もつけたのはそういう趣旨だろうと思ふのです。

では、なぜ、どこにチェックがあつてこれほどおくれたのか。これは国民の健康という点では非常に大事な問題、あるいは環境汚染ということについては一日も早いことが必要であるものから、どこに問題があつて、ではどうすればそれ

が早急に実施できるのか伺いたい。この点については厚生省にも同じ質問でお答えをいただきたいと思ひます。厚生省おいでになっていただきますね。

○岩崎政府委員 法制定当時、今御指摘のような附帯決議もいただきまして、私どもとしては鋭意既存物質の安全性確認に努めておるわけでございますけれども、その中で御承知のとおり七つの品目が特定化学物質として政令指定された結果になつておるわけでございます。そのテンポ、これは端的にいいますと予算規模というものが一つのネックだと思ひます。通産省は分解性、蓄積性の安全性確認を分担しておりますが、年間には二億の予算でその確認の進捗を続けております。したがって、そういうものを格段と拡大することができず、それなりの進捗はできるかと思ひますけれども、ただ先ほど申し上げましたように、もちろん甘く考えることは禁物でございますが、一般的に危険な可能性があるものから毎年五十から七十の品目を選びましてその確認を続けてきておりますので、そういう意味では非常に大きな落とし穴が今あるのではないかとというふうな感じにはなつていないというふうにお考えでおる次第でございます。

○渡辺説明員 厚生省は、この化学法におきましては分解性がクロあるいは蓄積性がクロとなつたもの、これが毒性試験でクロになりますと特定化学物質、こういうことになりましたので、私も法施行以来分解性クロ、蓄積性クロとなりましたものにつきまして毒性試験の点検をする、毒性の調査研究を重点的に行う、こういう形でやつてまいりました。先ほどお話がございましたように、これまでに七物質につきまして毒性点検を終えて特定化学物質にする、こういうやり方をやつてきたわけでございます。

それから、いわゆるクロ、クロという以外の物質につきましても、ある程度の蓄積性が弱いながらもあつたもの、あるいは私も化学構造あるいは物性というもののから考えまして毒性に懸念のあるものにつきまして、先ほど申し上げましたクロ、ク

ロ以外にも、これまでに二十六物質につきまして調査研究を終了しておるところでございます。

そのほかにも現在さらに二十品目以上の既存物質につきまして試験を実施するというところでやつておるわけでございます。クロ、クロになったものも含めて二十六物質について既に試験も終了しているわけでございまして、今後私も私どももいたしましては化学構造その他既存の文献等から見まして危険性の高いものについて試験を実施していく、あるいは調査研究を行つていくということに化学物質の点検を進めていきたい、このように考えております。

○水田委員 局長の御答弁は後でまたまとめて、そういう感覚というのをおくられてきたわけですから後で大臣にも聞きますが、銭出せばできるなら出したらいのです。それを局長がそれほど問題になるのではないと思ふという感覚の中で要求がおとなし過ぎるのです。国民の安全という点からいへば、もっと厳しい態度でこの対策を考えるというところでなければならぬと思ひます。後でまた大臣にその点答弁を求めます。

そこで、今度の法改正ではいわゆる現行のPCB類似物質に該当するか否かの判定に加えて、PCB類似物質は危険ではないけれども、いわば難分解性、蓄積性、慢性毒性というところで今まで指定しておつたのを、その中の難分解性、慢性毒性の疑い、蓄積性がないというものをについて、いわゆる指定化学物質というひもをつけようということだろふと思ふのです。今そういう指定化学物質と云ふのは一体何を考へておるのか、伺いたいと思ひます。

○岩崎政府委員 これはこの法施行後におきましてどういふ新規化学物質が届け出てきますか、それによつて具体的な指定化学物質というものが出てくると思ひますが、少なくとも既存化学物質に關しまして今までの知見から申しますと、例えばトリクロロエチレン類似のもの、これは多分、その難分解性は既にわかつておりますし、慢性毒性についてのデータ等を確定することによつて、指

定化学物質に指定すべき品目として可能性が非常に高いのではないかと云ふふうに考へております。

○水田委員 そうすると、トリクロロエチレンとエタンと考へていいわけですね。似たような物質でもう一つクロールの多いテトラクロロエチレンですね、これはどうなんですか。考へておられるわけですか。

○岩崎政府委員 テトラクロロエチレンは、一般的にはトリクロロエチレン等よりは若干毒性が少し少ないのではないかと云ふような見方もあるかもしれませんが、おっしゃいました三つというのは類似の機能、類似の特性を持つものとして注目していくことになるのではないかと云ふふうに考へております。

○水田委員 環境庁おいでになつていますか。このトリクロロエチレンとかトリクロロエタンというの、既に一つはクリーニングで使つて地下水の汚染、それからICの洗浄の液として使つて、環境庁でも地下水の汚染というのは調査されてますね。今度の指定化学物質というのは、いわゆる人体の蓄積性はなくとも難分解性、慢性毒性というのに残りますね。それは地域の環境にはまさにだんだん蓄積されるわけですか。

そういう点で、環境庁は、こういうスキームで指定化学物質を管理することによつて自然環境、地下水等の環境が守れる、もしくはこれでいいんだろふか。そういう点はどうせこの法律が出る前には御検討なさつておるのでしようが、どういふぐあいに受けとめておられるか、伺いたいと思ひます。

○海老原説明員 お答え申し上げます。PCB等の第一種特定化学物質につきましては、環境中へ放出されることのないように製造等の規制が行われているということでございまして、今先生が御指摘になりました今回導入される第二種特定化学物質については、環境中への放出というのがある程度認容する、それで、認めても環境中に当該化学物質が一定以上にならないよう

に製造量などの制限を行うということでございます。化学物質の性状等に就いては量的に抑えていくという事は、非常に環境中の蓄積量をコントロールし得るというふうには考えますけれども、環境庁といたしましては、実際の環境における有害化学物質の残留状況の把握という観点から、今後とも十分に調査を継続するとともに、その結果によりましては積極的に意見を述べていきたいと考えているところであります。

○水田委員 私に疑念に思うから環境庁にも伺いたしたのですが、今の特定化学物質というのは難分解性、蓄積性、慢性毒性ということなんです。今度の指定化学物質というのは、その中の蓄積性、いわゆる人体への蓄積性をのけて、難分解性ですから、自然環境の中ではそのままなかなか分解しないで残る、そして慢性毒性の疑いもあるというものなんです。今予定されている指定化学物質というのはそういうものです。それはいわゆるトリクロロエチレンでありトリクロロエタンであるわけですが、その管理といたしまして、現実には地下水の中へ今まで基準をオーバーするものが出てきたという調査を環境庁はやっておられるわけでしょう。この報告が出ていますが、やっておられますね。それから、例えば町のクリーニング屋さんとかさん使っておる。それを使っておるとおとを全部完全に管理というのは恐らく無理だろうと思うのです。それがどういう形で漏れるか、あるいは処理するときに全部決められたとおりにすればいいけれども、しないというおそれもあるわけですね。それらが地下水のどこかずっと流れていけば拡散するけれども、それも問題ですが、例えばある一定のところへたまたま場合には、分解しない慢性毒性のあるものが地下水の中に存在するということが起こり得ることなんです。だから、そういう点がこういうスキームで環境庁は心配ないというやうに聞こえてきたのかどうかという聞いておるわけですね。私はこれは不安が残る。もっと違った形の押さえ方をしないと、通産省はいいですけども、環境庁

は違った場面でも自然環境を守らなければならぬ任務があるわけですから、そういう点ではいいがなにか。少し環境庁からクレームが出るべきスキームではないかと私は思うからお伺いしておるわけですね。お答えいただきたいと思ひます。

○海老原説明員 お答え申し上げます。

今先生が御指摘になります化学物質というものは濃縮性がない、そういう性質を持ったものであるというふうには我々は考えております。それで、それは言っても量的に非常に多ければどうしても環境中へ出てくるであろうというふうには思われまうので、環境庁といたしましては、環境中での存在状況、残留状況というのにつきましまして今後ともきちんとチェックをしまいたいというふうな考えでおるわけでございます。

○水田委員 それでは環境庁にお伺いしますが、これについては環境庁は調査をやられておりますね。汚染状況はどういうやうになっておるのですか。それはどう把握して今のやうな答えになるのか伺いたいと思ひます。

○坂本説明員 お答えいたします。

五十七年度及び五十八年度に環境庁が実施いたしました地下水の汚染実態調査の結果、トリクロロエチレン等の化学物質による地下水の汚染が認められたわけでございます。地下水は一度汚染されまうとその回復が非常に困難であるということにかんがみまして、環境庁は関係省庁と協力いたしまして、当面特に問題のあるトリクロロエチレン等三物質につきまして行政指導による汚染防止を図るということにいたしまして、五十九年の八月二十二日付で、これらの物質を取り扱う工場、事業場からの排出抑制に關して暫定指導指針を設定して、都道府県等に通知したわけでありまう。

さらに十五都市以外の各地におきましても汚染が懸念されましたので、五十九年度において前述の指導とともに各地方公共団体において調査を実施いたしましたところ、一部の水道水の暫定水質基準を超える井戸が見られた。したがって、昨年の十二月に、都道府県等に対して地下水

汚染問題の一層の取り組みを指示いたしましたところでありまう。

中長期的な問題といたしまして、地下水の汚染につきましては汚染のメカニズムが大変複雑でございます。未解明の点が多く残されておるわけでございます。環境庁では、五十九年度から三カ年計画で地下水の汚染機構の解明のための調査を行うとともに、地下水質の管理のあり方につきましても検討を進めておるところでございます。この調査結果等を見て今後の対策を検討していく所存でございます。

○水田委員 一つは、特定化学物質については量を抑える、排出の方は環境庁がやるのですが、その点が有機的なつながりがきかちつとないと、片一方は抑えても、片一方の調査結果は、この間やっただけでも、汚染されておった。メカニズムはわからぬ。排出規制の行政指導をやった。だが実際にその実態が常態に把握されていなければ、入る量をチェックすることはできぬと思う。こういうことになるとからこれは抑えなければならぬという、やはり環境庁から通産省に対してきかちつとそういう意見を、環境汚染に繋がらないことをやらなければならぬと思うのです。

例えば、六価クロム、今使っていますね。六価クロムを使っておるところは、これは全部クロードシステムです。一切環境に出してはならぬ、そういうことをやっておる。じゃ、このトリクロロエタンとかエチレンについては行政指導といたのは具体的にどういうことなんです。どういう規制を行政指導で今やっておるわけですか。その程度でいいのですか。

○坂本説明員 ただいまの行政指導の内容でございますが、昭和五十九年の八月二十二日付、環境庁の水質保全局長から都道府県の知事、十大大政令市市長あてに出してございまして、

汚染については、先ほど申し上げました環境庁の五十七年度地下水汚染実態調査によりその広範な汚染が判明したほか、各地において汚染事例が確認されておるといふようなことから始まりまして、先ほど私が申し上げました地下水の汚染メカニズム、これは必ずしも十分に解明されるに至っていないが、トリクロロエチレン等を含む水の地下浸透に起因する地下水の汚染を防止し、あわせて公共用水域に排出されるトリクロロエチレン等の抑制を図る必要があることにかんがみまして、トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針を定めたので、当面、これに基づき工場及び事業場の指導に当たられたい。なお、関係部局間の連絡を密にする等により、円滑な指導の実施に十分配慮されたい。こういうやうなことであります。

中身といたしまして、指導の対象といたしましては、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、それから1・1・1トリクロロエタン、この三つをトリクロロエチレン等と言っておりますが、並びにトリクロロエチレン等を含む物を扱う工場、事業場をその指導の対象とする。

それから二番目に、地下浸透の防止ということをやっております。トリクロロエチレン等及びこのトリクロロエチレン等を含む水については、地下へしみ込むこととならないよう適切な措置を講じなければならぬものとし、トリクロロエチレン等の濃度が常にこの別表一に掲げられております管理目標、これはまたちょっと後で申し上げますが、管理目標に適合する水を除いて地下浸透は行つてはならないと言っております。

それでこの管理目標でございますが、トリクロロエチレンにつきましましては○・〇三ミリグラム・パー・リットル以下、それからテトラクロロエチレンは○・〇一ミリグラム・パー・リットル以下、それから1・1・1トリクロロエタン、これは○・三ミリグラム・パー・リットル以下、こういうふうな決めておるわけでございます。これは厚生省が飲料水の基準として暫定的にお決めに

なった数字をそのままこちらに使わしていただいている、こういうことでございます。

それから三番目に、公共用水域への排出の抑制というように言うておりました、トリクロエチレン等を含む水を公共用水域に排出する工場及び事業場については、トリクロエチレン等の排出水への混入防止、水分離・回収の徹底等により、トリクロエチレン等の排出を抑制するものとし、公共用水域に排出する水に含まれるトリクロエチレン等の濃度を常に別表二の管理目標に適合するようにしなければならぬものとするということ、また別表二を掲げておるのですが、これは先ほど私が申しました地下浸透の十倍の数値になっておまして、これは河川の水があるということから、そういう希釈的なことも考えてそういう基準になっておることでございます。

あと四番目に、地域特性への配慮というようにこともありまして、この別表二の管理目標は一般的条件のもとで適用すべき目標として定められたものでありますから、地方公共団体において地域の特性に応じた管理目標がまた別途定められた場合は、その別に定めた管理目標を適用することができるとか、あと分析方法については厚生省の方でお出しになっておる通知に準拠することとか、こんな形で五十九年の八月二十二日付で指導通知を出しておることでございます。

○水田委員 もう時間がありませんから環境庁、環境庁は地球規模のいわゆる環境、自然を守ろうとかいろいろなことを大臣がよく言うわけですが、難分解性というのは問題なんですよ。人間が新しくつくった物質で、自然の中でいわゆる細菌が食って分解していくものはいわゆる分解性、これはこの法律とは関係ないけれども、例えば化学物質でとにかくそれが大量に使われて海へ流れていく。それは海の底へたまっていくば、その海の底が死んでしまう。そういうようないわゆる分解しない物質を大量に地球上にまき散らすということは本来考えなければならぬし、

この場合も蓄積性はないにしても難分解性という問題があれば、量は少なくても地球上にはだんだん蓄積していくわけですね。だから、それが環境基準上いいのだからその間は量として、入る量で管理するという考え方はいかなるものかと思うのです。

ですから、これ以上申し上げませんが、少なくともこれまでのいわゆる環境を守ろうということに環境庁が取り組んだ姿勢からすると、どうも行政指導だけで、その程度で実際にはどこまでやれるのかというのには、現実に地下水の汚染が起こっていったという事実があるだけに、もう少しきちんとした取り組みをしてもらいたいし、そのために環境庁へ有害化学物質対策調整官というポストが設置されておるはずですね。ですから、これは一体そういう点で、今までの答弁では、どうも環境庁、今までの姿勢が違わぬ、少し厳しさがなくなつたなという感じがするのですが、この人はどういう仕事をやって、ポイントをどこに置いて有害化学物質の対策をやられようとしておるのか、そういう点について、おられれば——おいでになつていただきますか、来てませんか。(来ておりません)とつぶやき、来てない。それじゃ、おられる人が答えられませんか。これは所管が違いますか、答えていただきたいと思ひます。

○海老原説明員 お答え申し上げます。有害化学物質調整官は、環境庁の中でそれぞれ部、局がございまして、そこで取り扱っております化学物質の庁内調整をするというのが一つ、それから、今後有害化学物質対策をどういうふうに行っていくかという中長期的な観点からのコンセンサスを得る、そういう役目を負っているものでございます。

○水田委員 労働省、おいでになってますね。今論議しましたトリクロエチレンとかエタンとかそういうものについて、これは現実に職場の労働者が扱っておるわけですね。これは蓄積性はないにしても、慢性毒性あるいはまた難分解性というのがあるわけですから、そういう点の職場に

おける安全というのは、保健衛生ということではどういうことで対処されておるのか、その実情をお聞きしたいと思ひます。

○富田説明員 トリクロエチレンにつきましても、主として有機溶剤として使われているものでございまして、有機溶剤中毒予防規則によつて、取扱場所における局所排気装置の設置、作業環境の測定の実施、特殊健康診断の実施などを事業主に義務づけまして、関係事業者に対しその徹底を図っているところでございます。

○水田委員 そういう健康診断等の中で、この薬品を扱っておる中で問題は今まで起こってないのかどうか。

○富田説明員 現在まで我々が把握している発生事例等は、この蒸気を吸入することによつて起こす頭痛とか目まいあるいは吐き気など、中には肝臓機能障害を起こした事例がございまして、

○水田委員 労働省として、それは職場でですから、一般の環境とは違って、コンクで量の多いものを吸うという危険性があるわけですね。ですから、今のそういう被害が出ておるといふ点からいって、扱いをもう少し何とか変えなければならぬとか、そういうお考えはないんですか。

○富田説明員 トリクロエチレンの実際の使用状況は主として洗浄剤等に使用されておまして、環境中に発散する濃度が余り高くなるということになりますと、場合によつて急性中毒のおそれが出てくるわけですね。そういうような危険性もありますので、有機溶剤中毒予防規則に基づいて定期的な作業環境測定の実施を義務づけておるわけですね。その作業環境測定の結果の評価として我々は管理濃度という数値を示して、それを上回らない、厳密にはその数値を用いた一定の計算をした上で管理区分を決定して、その管理区分により良好な作業環境を確保しようというところで行政を進めているわけですね。

○水田委員 環境庁、もう一つ最後に、本当は大に答えてもらわなければいけないと思うのですが、入口は通産省、排出の方は環境庁。これは法

律は環境庁は全くお呼びでないのですが、本来言えば共管ぐらいたした方が、本当は環境庁と、それに場合によつたら労働省も含んだ、そういう法律であつてしかるべきだと思ひますが、いかがですか。

○海老原説明員 お答え申し上げます。

我々環境庁といたしまして、やはり化学物質による環境の汚染を未然に防止するという立場から環境調査を十分従来からしてきておりますし、今後ともそれを続けてまいりたいというふうに考えております。今回の化学法の見直しの中で環境庁長官の果たすべき役割というものがきちんと明示されておりますので、それを使いまして、今後ともきちんとした環境庁としての立場を明らかにしていきたいというふうに考えております。

○水田委員 そこで、法律上の内容についてですが、二十七条一項に「技術上の指針」ということが書いてあるのですが、この文章だけではちょっとわかりにくいのですが、内容は一体どういうことか。それから二十七条の二項の趣旨ですが、これではいきなり勧告が出されるまでは取扱事業者に指針の遵守義務はないのか、からぬのだからうかという疑問があるわけですが、そこは一体どういうふうになるのか。それからもう一つは、附則四条に規定するところのスクリーニング試験の実施体制というのはいくつあるのか、この後一つ質問したいものですから、まとめて簡単に回答えたいと思ひます。

○岩崎政府委員 この二十七条の第二種特定化学物質というのは、今まで先生が果敢御指摘のとおり、蓄積性はないものの難分解性であつて慢性毒性があるもの、こういうことでございまして。したがって、そういうものが危険でない範囲においていろいろ生産あるいは国民生活上利用できるその限度を、できるだけ天井を高くするために、使いたがら環境への排出量をできるだけ抑えることが望ましいわけですね。したがって、その製造の段階あるいは使用の段階あるいは

運搬の段階等において環境中にできるだけ排出しないような生産の仕方、使用の仕方できないものか、これを「技術上の指針」として、これはおのおの生産の態様、使用の態様によって違いますが、おのおののうちに守るべきもの、そういうものをつくって、できるだけ守るだけ守るもの、それによって境界の到達をできるだけ遅める働きを期待する、こういうことで「技術上の指針」をつくり公表する、こういう考えでございす。これは、一般的にはこの法律においては指導助言のシステムもございすし、常時そういう面での指針の実現を図っていくのが私どもの務めだと思っておりますけれども、それを、この事業者にとつてどうしても守らなければならないというときには勧告権を発動して勧告をすることもできる。しかし、その法律上の正式の勧告の以前に、通常は、私どもは常時そういう指導をしてまいりわけでありまして、それでどうしても事業者にとつては違背しているのは直してもらう方が非常に効率がよいというときにはこの二項の勧告をする、こういうふうに考えております。

それから、附則の四条は、極めて技術的なものでございまして、今までに国が既存物質についていろいろな検査をしてまいりましたが、その実績、結果について今後指定化学物質等を判断する際にそれを利用し得る、こういうことでございす。

○水田委員 答弁を聞いても、難分解性でしかも慢性毒性がある、そういうものはどこかほかの「通産省がやればどうしても甘くなりますから、そういう感じがして仕方がない」ということだけ申し上げておきます。

ここで、この法案なりこの内容とは関係ありませんが、同じように自然に存在する物質の中で、発がん性が非常に言われておりながら、日本の行政の取り組みがおかれておるのはアスベストだと思ひます。その点を最後にお伺いしたいのです。アスベストについては、例えば東京女子大学の広瀬教授が新聞でも発表しておりますし、それか

らアメリカでも大変な問題になってまいりました。さらに、これは中公害の環境保健部会の大気汚染と健康被害との関係評価等に関する専門委員会の報告にもアスベストの問題は触れられておるわけですが、これは、労働省の方には扱ってあるところではなくあるわけですね。例えば建物を倒したときはすごい量が出る、あるいはスレートをつくっているところでは常時大量のアスベストを吸っている。そして、調べてみればほとんどの人間がアスベストのあれを肺の中に持っている。肺がんがだんだんふえてきているというけれども、そういう点の対応が日本では全くおかれておると思ひます。

これは通産省は一体どう考えておられるのか、あるいは労働省、あるいはまた厚生省は発がん性の問題というところで具体的な取り組みがあつていけるべきだと思ひますが、三省それぞれ御見解を伺いたいと思ひます。

○岩崎政府委員 このアスベストは鉱物でございすので、残念ながら私どもの現在の化学法、人為的な化合物、化学物質を対象とするこの法律の体系内には取り込み得ません。したがって、通産省としてアスベストのそういう健康被害についてどうするかということについて、私全般的な見識を持っておりますけれども、いろいろ理解していただくとともに、アスベストの針状の状況そのものが肺の中に入るときに肺がん等のいろいろな障害を起こすのではないかと、大きなことで、しかもそれが形状によって、大きさ等によって違ふのではないかと、いろいろな議論も諸外国においても、また日本国においてもあります。そういう、そういったアスベストの健康に及ぼす影響については、私どもも利用産業の立場から今後とも十分注目し、研究してまいりたいと思ひます。

○富田説明員 アスベストにつきましては、昭和四十年代末にWHOのIARC、国際がん研究機関、あるいは米国のACGIH等においてアスベストそのものは発がん性があるという評価がなされております。我々は、その評価を踏まえま

て、昭和五十年に特定化学物質等障害予防規則を改正しまして、アスベストを発がん性物質であるというところで特別管理物質として規制したところをございす。

その規制の内容をいたしましては、まず第一に、石綿、アスベストを取り扱う労働者の作業環境を良好に保つために、原則としてアスベストの粉じんの暴露を防止する設備の設置、二番目に、石綿取扱労働者の健康を確保するため定期的に特殊健康診断を実施する、三番目に、その取り扱う作業場所における作業環境測定の実施、さらにはそれらの記録、すなわち特殊健康診断結果、測定結果、作業記録などの三十年間の保存を事業者に義務づけているわけをございす。さらに、適正な作業が行われる必要がございすので、所定の資格を有する特定化学物質等作業主任者というものの選任を義務づけて、その者に作業に従事する労働者が石綿による汚染あるいはそれらを吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮させることなどの規定を設けて、それらの規定を関係事業者者に徹底を図るよう進めているわけをございす。

○渡辺説明員 アスベストにつきましては、先生の御指摘にもございすように、天然物ということとで化学法の直接の対象にはならない、あるいは、私どもこの法律のほかに毒物劇物取締法という法律も持っておりますけれども、急性毒性という面からはやはりこれの対象にもならないというところで、私ども厚生省といたしましては、法的な有効な行政措置を講ずるものが現在のところないわけをございす。ただ、人への発がん性という点で影響が非常に問題になっているというところでございすので、これに関心を持ちまして、アメリカにおきましてアスベスト類の規制が行われるというように聞いております。私ども厚生省といたしましては、人の健康へ及ぼす影響ということに関心をもちまして、今後いろいろ資料、文献も収集するというところで関係省庁とも協議を進めながら、私どもなりに今で

ることは進めてまいりたいというふうに考えております。

○水田委員 これは中公害の報告ですから環境庁の所管ですが、もう時間がありませんが、環境庁からそういう提起もされた。それだけが相当早い時期から発がん性が言われながら、特に通産省は、基礎素材の産業の局長が、こっちは使つてからというのにはよくない。これは国民も労働者もそれによって汚染されるし、被害を受けておるのですから。

最後に、先ほど来言っていますように、この法律については、全体の量を通産省だけが絞つて、環境の方は環境庁の方でよく見ておいてくださいます。こういうことではいかかと思ひます。化学物質というものは新しくできて、分解しないものが地球上にいろいろ存在する。一つだけなくて複合で人間が受けるあるいは自然が受けるということになれば大変なことですから、もう少し慎重な取り組みが必要だろうと思ひます。この化学物質の安全性について取り組む大臣のお考え、もう一つは、アスベストについてはそれぞれ聞いてみても、危険性は皆言ひながら実際にはどこも本気でやろうという答弁にはなっていないわけですから、おいでになつていられるのは通産大臣です。その点は国務大臣としても環境庁、厚生省、労働省、通産省一体になつて、一体どうかということをはかりかたの形で取り組むぐらゐのことは大臣の口からお答えいただきたいと思ひます。そういうことで、ぜひ大臣から所見を伺いたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 複合汚染ということは当然あることでございすから、労働省それから厚生省、環境庁、我が省、よく連絡をとりながら、そういう心配が避けられるように今後とも十分配慮をしてまいりたいと思ひます。

○水田委員 終わります。

○野田委員長 上坂昇君。

○上坂委員 化学物質の審査及び製造の規制法改正案について質問いたします。

まず第一に、PCBは昭和二十九年ごろに鐘淵化学工業で初めて国内生産され、それ以後、多岐にわたって産業用に使用されてきたと思います。四十三年の十月にカネミ油症事件が発生いたしまして、千八百四十二名の患者が出たという事は御承知のとおりであります。四十七年にこれは生産中止となりまして、四十八年の十月にこの法律ができて、特定化学物質に指定され、製造、輸入、使用が全面的に禁止されたという経過があるわけでありまして。

そこで、産業用に使用されてきたPCB、二百二十例近くでありますけれども、このPCBはどのくらいの数量になっておられるのか、またその処理についてはどういう形になっているか、お答えをいただきたい。

〔委員長退席、奥田（幹）委員長代理着席〕
○岩崎政府委員 当時使われておりましたPCBの使用の形態はおおよそ三つに分かれると思えます。

一つが、熱媒体等に使用されました液状のものがございます。これについては現在、PCBのメーカーに回収されておりました、その回収量、現在貯蔵しております量は約七千トンでございます。これは消防法による危険物として指定されましたタンクの中に、防油堤等を築いて厳重に保管されているのが現状でございます。

第二の利用は、電気機器、コンデンサーあるいはトランス等にご利用されておりました、その台数は五十九年度末におきまして、これは台帳を持っておりまして、その台帳で確認されておりますものが、トランスが約三万九千台、それからコンデンサーが約三十三万九千台でございます。このうち使用済みのもは、廃棄物処理法に基づきまして使用者が一定の基準に従いましてこれを保管する必要があるとあります。その既に使用済みで保管しているものが、トランス約三千台、コンデンサー約四万六千台、これが台帳に確定されております。

もう一つの使用方法としてのノーカーボン紙、PCB入りのノーカーボン紙でございますが、こ

れは約千七百トンが残存しているということで、これも廃棄物処理法に従いまして、事業者において保管されている、こういう状況でございます。

○上坂委員 今の約七千トンが液状になってメーカーが回収したというわけですが、これは各メーカーへみんな送っていくとか、自分の経費で持ち込んだという形になっているわけですか。

それからもう一つは、ノーカーボンで、聞くところによると、通産省にもたくさんあるし、労働省にもたくさんあるし、あっちこっちの官庁にも大分ある。それはみんなそれぞれ保管されているというふうな話を聞いているわけでありまして、これについては、この処理は今後どういうふうにするつもりなのか、これについてひとつお答えをいただきたいと思えます。

○岩崎政府委員 この当時の状況、まだ法律施行前でございますけれども、通産省が回収指導いたしまして、おのおの当時持っておった需要者がメーカーのところへ自己の負担で持ち込んだというふうに承知しております。

それからノーカーボン紙につきましては、今製紙メーカーが旧ノーカーボン紙の対策処理委員会みたいなものをつくっております、そこにおいて今御指摘のとおり、各需要者に分散して保管されておりますノーカーボン紙をどう処理するかということについて、この数年間いろいろ検討してまいっております。片や、御承知のとおり、液状のものについても環境庁の御指導のもとに現在その処理方式について検討が進んでおりますので、この旧ノーカーボン紙の処理についても、これまでの検討の状況等を踏まえ、液状のもの等も参考にしながら、今後安全な焼却方法について探求していきたい、このように考えております。

○上坂委員 ことしの四月、環境庁の大气保全局の大气規制課から「液状廃PCB高温熱分解試験実施結果報告書の概要」というものを手元にもらっておりますが、この報告書が出てくるわけでありまして、分解試験の結果はどういう形になっているのか、そしてまたその結果を、今いろいろ

ろな面で保管をされたり何かしていますね、今お話のあったようなもの、これにどうやって応用し普及させていくか、このことについて環境庁から回答をいただきたい。

○片山説明員 今回液状廃PCBの処理につきまして、高温で熱分解をするという試験を行ったわけでございます。

その結果でございますけれども、試験で確認すべきだとされております事項が幾つかございますけれども、一つは、PCBの熱分解効率を九九・九九九％、シックスナインでございますけれども、それが一つでございます。それから排ガス中のPCB濃度を十マイクログラム・パー・ノルマル立米以下にするというところでございます。それから第三点、排ガス、排水中にダイオキシン類等がないというところでございまして、今回の試験の結果、これらをすべて満たすという結果が得られております。今回のこの高温熱分解試験施設というものは、大変安全で、かつ十分にその機能を發揮いたしまして、また環境に影響を与えないものではないということが確認されたわけでございます。

それから先生の第二点目の点につきましては、今後、この結果を踏まえまして、その他のPCBを含む廃棄物に対してどのように適用できるかというところでございますけれども、今回行いましたこの試験は、兵庫県の高砂市に保管されております液状PCBの処理を念頭において実施したものでございます。したがって、一般的な科学的な知見という点からいいますと、ほかのPCBを含みます廃棄物の処理に関しましては貴重な資料を提供し得るものだ、このように考えております。

しかしながら、液状とか紙とかあるいはその他の固体状というものは性状が異なりますので、それぞれ個々の対象につきましては別途の検討が必要である、このように考えております。

○上坂委員 PCB類似の化学物質を特定化学物質という形で規制しているわけでありまして、そ

の数はどのくらいありますか、それからどういうふうに規制しているのかということ、それから完全な規制ができるのかどうか、その点についてお答えをいただきたい。

○岩崎政府委員 現在、PCBのほかアルドリンとかディルドリンとかDDTとか七品目について、特定化学物質として政令指定をしております。

指定されましたこの七つの特定化学物質につきましては、現在製造、輸入を事実上許可しておりません。したがって、日本国においてはその製造、輸入は現在行われていないというのが実情でございます。かつ使用も、国鉄のトランス、これは一つのクローズドシステム下における使用でございますが、国鉄のトランス以外についてはPCBの使用を現在認めておりません。

○上坂委員 法案についてお聞きいたします。「定義」の項であります、三項で「人の健康を損なうおそれがある化学物質である疑いがあり、その疑いがあったものについては政令で指定する、こうあります、疑いがあるかないか、そういうものを検定する期間はどのくらいかかるものか。それは物によって違うでしょうけれども、これは一体どのくらい早くやるつもりなのか。それから、もし疑いがあったら当然指定から外すのだと思えますが、それでいいかどうか。

それからもう一つは、二十三条から二十五条の関連であります、四項で、大臣が判定して、その結果を報告した者に通知する、こういうふうに出ておりますが、この「報告をした者」というのは試験をやった者だと思えますが、その試験というものは、それを製造するあるいは使用する者がその報告者になるのか、自費でこれをやるのか、その辺をお答えいただきたい。

それから、有毒性の調査に要する費用、これについては関係事業者間の負担の方法と割合の基準を決める、こういうふうになっているのですが、これはどんな基準を考えているのか。

それからもう一つ聞きますが、第二種特定化学物質規制の問題であります、試験研究を目的とする場合、製造予定数量の届け出からこれを除外する、こういうことになっていきます。試験研究をやつて製造あるいは輸入するその指定物質、これについては、研究に使つたものについてはどうするのか。このことについてお答えいただけますか。

○岩崎政府委員 この法律は、およそ新規の化学物質を製造あるいは輸入しようとする者はすべて通産、厚生大臣にそれを届け出なければいけないことになっております。ただし、試験研究用は除外する。したがって、国公立あるいは民間を含めまして、試験研究所が試験用にこれをつくつてみたり輸入してみたりする、この分はこの対象から外れております。ただこれは、この法律が、環境を経由して人に慢性的な毒性を与えることを規制しようとするものでございますから、ごく微量の試験研究用のものが試験研究所というある一地点に、スポットにおいて微量に利用されているというところは環境全体の汚染にはつながらない、こういう考え方に基づくものでございます。

それから、もう一つ新規化学物質を製造、輸入しようとする者の届け出がございまして、通産、厚生省は、すべてのそのときの知見に基づきまして、これは第一種特定化学物質に該当するかもしれない、第二種に該当するかもしれない、あるいは、まだこれはわからないというようなり。スポンスを三月以内はその届け出者に通知しなければならぬことになっております。そしてそのわからない、まあわからないのが普通でございまして、わからないときには、その届け出者、つまり製造もしくは輸入しようとする者にいろいろな試験を注文いたします。それは厚生省、通産省、環境庁の共同省令によって決められておる試験を課します。その試験結果に基づいて、今の第二種特定化学物質あるいは指定化学物質だということを最終的に確定してその届け出者に通知するわけでございます。この期間がどの程度かかるかというの

は、その試験の方法等にもよりますから、特に安全性試験等は相当な期間を要することになります。

ただ、そういう通知があるまでは製造もしくは輸入をしてはならないことになります。したがって、先ほどの指定化学物質につきましても、そういう疑いがあるものというものが確定いたしましたら、当然に大臣名でその届け出者に通知をする、こういうことになるわけでございます。

○上坂委員 もう一つ、事業者間の負担。

○岩崎政府委員 この法律あるいは我々は、およそ新しい化学物質をこの世に出そうとする者は、その開発には安全性の確認が含まれているのが当然であるというふうに考えております。したがって、そういう必要の安全性についての負担は、その開発しようとする者、ここでございますとその届け出をしてきた者、これが負担することは当然であるというふうに考えております。

〔奥田(幹)委員長代理退席、野上委員長代理着席〕

ただ、それを製造する、輸入するということになりますと、これは複数の者が想定されます。そうすると、それが安全であるという確認をした試験費用をその複数の受益者がどのように分担するか、これが問題になります。これは当然当事者間で本来はセツトすることが望ましいわけでございまして、けれども、そういうセツト、解決がなかなかうまくいかない場合に、通産大臣が合理的な基準、例えばその生産量等、あるいは企業規模等が判断基準になりましかうか、現在なお確定しておりませんが、そういうものを勘案しながら、その総負担を受益者に割り振っていきたいということでございます。

○上坂委員 そうすると、今の研究機関でやっているものは非常に微量だ、だから余り環境には影響がない、しかしそれについてはやはり監督といえますか行政指導といえますか、そういうものが必要だというふうに考えてよろしいですね。それから、第三条に基づく製造、輸入の事前審

査のための届け出件数。資料の中にこういうふうにあります。四十九年から六十年までであります。約十年間に二千八百八十九件、そういう調査の結果が私の手元にあります。それで、国内製造と輸入の割合は三対一である、それから難分解性、蓄積性、慢性毒性試験後の安全確認件数の累計は、製造が千六百四十九件、輸入が六百六十一件で二千三百一十件、こう出ているわけでありまして。その内訳は、分解性の試験によるものは四百七十件、濃縮性のものは千八百三十三件、慢性毒性が七件、こうなつて、この結果七物質が特定指定された、こういうふうになつておるわけなんです。そうしますと、五百八十件ぐらいどうなつたのかという疑問があるものから、これについて御説明をいただきたい。

それから、第二種の特定化学物質として今考えられているのは何種類ぐらいになるのかということとであります。

それからもう一つは、先ほど問題になりましたトリクロエチレンのことについてであります。この物質に類似する物質というのはどういうものがあるのか。そこまでお答えをいただきたいと思ひます。

○岩崎政府委員 新規化学物質の届け出られたものの審査状況は、今先生御指摘のとおりでございまして。御指摘のとおり、その差五百余がございまして。これについては、約半数がその審査の過程で取り下げる、つまり製造、輸入をあきらめるといったケースがございまして。それから、残りは現在どの段階かでの審査中である、こういうふうな御理解いただきたいと思います。

質については、先ほど来話題になつておりますトリクロエチレン等はそういう指定化学物質としてこの法律施行後取り上げられる可能性が非常に大きいと考えております。

○上坂委員 トリクロエチレンは、先ほどお話がありましたように金属関係の洗浄であるとかクリーニング等に使われていると言われておりますが、ここでこれらが規制の対象になつて、いろいろこれを後始末から含めて取り扱いに十分注意をするということになる場合、これを保管するための施設が必要になつたり経費がかなりかかってくるというふうなとき、クリーニング業のような小さな業者、あるいは金属を扱つておるところでも下請関係などでは小さな業者がおりますから、そういうところの経営を圧迫するような形になるおそれも考えられます。そういうときにどういう配慮を政府としてはなされるか、その辺のところをお聞かせいただきたい。

○岩崎政府委員 化学物質がどの程度安全であるか、これは客観的に、何らの偏見なく確定していただくと思ひますが、その安全性の限度をどのように実現していくかについては経済性、効率性等を十分配慮していくことが必要であると考えております。今のこの法律は、一つは、生産量あるいは輸入量といういわば投入量を抑制することによって全体としての環境汚染の進行を根っこから抑えるという発想が基本にございまして。ただ、そうする以前に、それが製造段階あるいは使用段階でできるだけ環境中に拡散しない努力も片やすることが必要ではないかということで、技術上の指針等は製造者それからその利用者にもかけるということを想定しているわけでございます。

今御指摘のクリーニング業あるいはメッキ業等はそういう利用者、使用者としてこの法律にかかわつてまいりますが、例えばクリーニング業は八万店以上ある、あるいはメッキ業も三千数百店ある、こういった非常に分散された使用の現場において、分散された使用量について非常に厳密な技術上の指針の遂行を図ることが全体としてどの

程度の効率性があるか。そういうものと、一地点において非常に多く生産したり利用したりする、その場における環境への拡散等との経済性、効率性あるいはそういった企業の負担能力というものを考えて、今後十分進めてまいりたいと考えております。

○上坂委員 今の点については十分配慮してくれるという点でありますから、期待をいたしておきます。

それから、最近、化学工業界ではようやく長年の構造不況を克服していると言われております。ハイテク部門の研究開発がナフサ価格の低下などと一緒に進みまして回復過程に入ってきたというふうに思っています。そこで、ハイテク分野について新規開発の化学物質が非常に多く使われているし、今後使われていくと思います。これらの新規化学物質の開発や製造に対して法律の上でどう対処をしていくか、また法律を離れてもどういふふうな対処をしていくか、この辺についてお答えをいただきたい。

それからもう一つは、これは先ほど問題が出てきましたから簡単に結構ですが、労働省の方から答えていただきたいのは、製造、使用を通じて最も化学物質の被害を浴びるのは当該部門の関係労働者であると思いませんか。そういう労働者に対する安全対策をどうするか。

それからもう一つ時間がありませんからお聞きいたしますが、これは環境庁にお聞きします。環境汚染、空中にしましても地下汚染にしましても、これの調査研究あるいはそれに対する評価、こういうものをやる上において技術面あるいは人材面、予算面でもかなり困難な面があるような気がします。特に今、行革の時代でありますから、ここら辺で節約なんかされてしまうと困ってしまうというふうにも思います。そこで私は心配しているのですが、これらのことについて環境庁としてはいかなる覚悟をもって臨む所存であるかということをお聞きしたい。

○岩崎政府委員 先生御指摘のとおり、確かに現在化学工業の再生という言葉が言われております。

で、新しい発展段階に差しかかっているという認識が一般的だと思います。通産省としましては、いろいろな技術開発、バイオテクノロジーあるいは新素材の技術開発等、化学工業の今後の発展のために側面において非常に大きな協力、支援をしております。

ただ、そういった化学工業の発展、新しい製品の開発が、安全という面について最大限の配慮をした上であるというのが、今後もう一度化学工業が暗いイメージに陥らないために不可欠の条件だ、化学工業の発展自体のために不可欠の条件だ、このような認識に立ちまして今回の法改正も御提案申し上げている次第でございます。そういった安全性の確認について若干これまでより負担が増大いたしますけれども、これはやむを得ないことであると考えております。

○富田説明員 有害性が明らかとなつて一定の化学物質の製造、使用に際しましては、これを取り扱う労働者の健康障害を防止するために、労働安全衛生法及びこれに基づき省令によりまして、事業者に対してさまざまな対策を実施するよう義務づけています。

具体的には、化学物質そのものは、その性状あるいは製造、取り扱い方法によりまして労働者の受ける影響が異なりますので、化学物質の有害性調査の結果、製造、使用の実態などを踏まえまして効果的な対策がとられますように、例えばトリクロロエチレン等の有機溶剤については、主として蒸気の吸入による中毒を防止する観点から、クローム酸とか塩素などの化学物質については粉じん、ガス等の暴露並びに取り扱い設備からのガスの大量漏えいによる障害を防止する観点から、それぞれ局所排気装置の設置、漏えい防止設備等の設置、作業環境測定の実施、作業主任者の選任、特殊健康診断の実施、労働者に対する安全衛生教育の実施などの措置を義務づけて、関係事業者に対してその徹底を図っているところでございます。

○海老原説明員 環境庁側からお答え申し上げます。

環境庁におきましては、現行の化学法が制定されたのを契機といたしまして、昭和四十九年度から化学物質の環境調査等の調査研究をスタートさせております。

それで、その五年後の昭和五十四年度からは、それまでのものを組織的または効率的にした形の化学物質環境安全性総点検調査なる体系をきましまして、化学物質の環境残留性を中心にした調査研究をしてきているところでございます。この調査体系の中では、多くの地方自治体の研究者、それから各方面の専門家の方々の知識と御協力を得て行っているところでございます。

上坂先生御指摘のように、予算面におきましては、日本経済の安定成長期ということもあり厳しきところではございますけれども、環境庁といたしまして有害化学物質対策というものは最重要項目の一つということに考えております。今後とも、庁内ではもちろんでございますけれども、各関係方面の協力を得て、化学物質の環境安全性の点検に粗相がないように着実に進めていきたい、こういうふうな考えでおります。

○上坂委員 大臣も答えられないような立派な答えが出てきて、大変これはいいですね。

そこで、日本の法律というものはどうも輸入物質に、特に食糧関係とかなんかに、植物とか動物に、ついてもそうですが、えらい厳しい。そういうことで、どうも市場参入を阻んでいるおそれがあるのだ、こういう国際的な声というのがかなり高いと思います。そういう面でも、今ある法律に關しての化学物質の問題については、その辺のところはどういうふうな調和をされているのか、そこが第一点。これは通産省に。

それから今後の課題というもので、厚生省から来ておられると思いますので質問しますが、これから法の改正があつて試験項目が増加すると思うのです。したがって、製造、使用する企業の負担も増大する、これはやむを得ないと思ひます。

したがって、また低コストで精度の高い試験あるいは基準、そういうものを積極的に採用するとい

うことが産業の発展のためには必要だ、こういうふうに思うのです。その辺をどう考えるか。

ただ、毒性試験については、厚生省はもう少し金がかかり過ぎるから消極的だなんて、こういうふうなちょっと悪い評判が出ておるわけですね。これはうまいですね。そんな評判が出るといけないから、これは国民の生活、健康に關係するのですから、余り行革だとかなんかにとらわれないうでしっかりと取り組む必要があるというふうに思うのです。その辺のいわゆる決意があるかどうか伺いをいたしたいと思います。

それからこれは最後になりますが、新規の化学物質については今後いろいろ体制が充実をされ、方々充実をして、そしていろいろ取り組んでいくのだらうと思ひますが、既に製造されあるいは輸入されている化学物質というものはかなりの数に達していると思うのです。そこでこれを洗い直す必要があるのじゃないかと思う。先ほど局長もちょっとそういう話を、既に製造され輸入されているものについては検討しなければならぬ、ということをおっしゃいましたが、これも新規のものばかりじゃなくて過去のものも十分洗い直していく必要があるのじゃないか、こういうふうに思ひます。その点の考え方、どういふふうに思ひますか、これは通産省と厚生省からお答えをいただきたいと思ひます。

○岩崎政府委員 この法律は確かに輸入に対して一つの規制効果を持します。ただ今回改正しますのは、まさにそういう規制を国際化する必要があるというところが一つの理由でございます。いろいろな試験項目等をOECDの勧告した統一試験にすることによって、そういった日本独自のNTBというものを受けないようにしよう、こういうことでございますので、むしろ国際化の方向に沿うものであるというふうに考えております。

それから第二に、確かに既存化学物質についてチェックをしてまいりましたけれども、従来は難分解性であつても蓄積性がなければそこでとまっております。そういう難分解性ではあるが蓄積

性が無いというもののゆえに、これまでの法律でいわばシロになったものが二千二百程度ございませう。こういうことについても今後そういうブライオリティーをつけながら、緊急度の高いものから洗い直していくということは必要であるというふうに考えております。

○渡辺説明員 御指摘のように毒性試験の場合、本格的な試験ということになりますと、発がん性試験あるいは慢性試験、これは年単位の時間がかかる、あるいは経費も相当かかる、こういう試験でございます。

ただ、今回の法律改正案でも御提案申し上げておりますように、上市前におきましては少なくとも必要にして最小限のデータをとろうということ、私ども現在変異原性試験あるいは短期の反復投与毒性試験というようなものを考えておるわけでございます。こうした試験は、簡便な方法ではございませうけれども、国際的にもこの化学物質の慢性毒性を予測するためのスクリーニング試験法として開発され、あるいは評価されておるものでございませう。恐らく現在あります試験法の中ではこうした試験は最も簡便かつ経済的な負担も軽いものであらうと私は考えております。

それから、さらにまた有害性調査ということになりますと、これは市販後本格的な試験というものも必要になるわけでございますが、先ほど通産省の方から御説明がございましたように、参入している企業間での負担というように、これを御指導されるということでございますので、私どももできる限りの協力をさせていただきますと思っております。

それから、さらに今後いろいろな試験方法、できるだけ簡便な方法でこの試験ができるということ、これはこれまで極めて望ましいことでございませうので、私どもも専門家の意見を聞くなどによりまして今後研究を続けてまいりたいと思っております。

なお、毒性についての点検を決定を持ってやるか、こういう御指摘でございましたけれども、私

ども毒性の評価を担当する官庁といたしまして、専門家の意見を聞きながら慎重に毒性の評価を行っていくという決意でございます。

それから既存物質の点検でございますが、これまで私も分解性クロ、蓄積性クロというようなものを中心にいたしまして点検を行ってきたわけでございますが、この法律案が御了承いただけたら、今度は分解性クロ、蓄積性クロというようなものも見直していかなければならない、こういうことになるわけでございます。私どももいたしましてこの既存物質につきましては、その化学構造でございますとか、あるいは物性でございますとか、あるいは類似化合物の毒性でございますとか、あるいは知られております文献あるいは環境モニタリングの結果というようなものを考慮いたしまして、危険性の高いものにつきまして積極的に見直しを行っていくことにいたしました。

○上坂委員 終わります。ありがとうございます。

〔野上委員長代理退席、委員長着席〕

○野田委員長 福岡康夫君。

○福岡委員 まず冒頭に通産大臣にお尋ねいたします。

このたびの改正法案についての問題点はいろいろあると思いますが、せじ詰めてみれば、化学物質の安全性の要請と化学工業の経済性の要請とをいかに調整していくかの問題に集約されるのではないかと思います。したがって、今後法の運用に当たっては環境政策と産業政策とをどのように調整していくかの問題点だと思いますが、私が現在考えている基本的な考え方を申し上げますと、カネミ油症事件の教訓を踏まえ、国民の安全を考慮する点から、環境政策にウェイトを置いた化学法の運用を今や時代は求めておるのではないかと考えますが、この点について通産大臣はいかにお考えでございませうか。

○渡辺国務大臣 化学工業は、我が国経済の発展基盤となる技術の担い手として大いに期待されて

おるところでございます。一方、化学物質の安全性確保、このことは化学物質を世に送り出そうとする者の当然の責務である、こう考えております。そのような認識の上に立って環境汚染の未然防止に努めることが、ひいては科学技術、化学工業の発展の基盤にもなる。問題はかり起こしておいたのではもうなかなか発展できませんから、そういう問題を未然に防止するということが大切だ。したがって、政府といたしまして、化学法等を活用して化学物質による環境汚染の未然防止を一層確実なものにするよう努力してまいりたいと考えております。

○福岡委員 確かに、今通産大臣の御指摘もわからないことではないのですが、まさに今回の改正法案は「化学物質安全確保対策の今後の在り方について 意見具申」に基づいて行われたのではないかと私は思うのです。そうすれば、一番重要なポイントはこの意見具申の中に「安全確保対策の一層の充実及び化学工業の健全な発展への寄与 社会生活に化学物質が不可欠なものであるとして使用され、多くの化学物質が流通している現代社会においては、国民の安全を十分に確保することが大前提であり、」というふうに書かれておるのでございませうが、ただいまの通産大臣の御発言の中には産業政策の問題点をえらひ強調されたところがございますが、この点についてはどういうふうにお考えでございませうか。

○渡辺国務大臣 特別強調しておるわけではありませぬ。やはり化学物質というものは国民生活上どうしても必要なものでございませうから、それがいろいろな面に利用されて生活に便益を与えているということは結構なことである。しかしその反面、それが知らないうちにいろいろな環境汚染や健康被害を起こすというところは困りますし、そういうものが表に出れば、せっかくよく使われておったもので製造停止とか販売停止ということがあちこちに起きて全然だめになってしまふ。したがって、そういうことのないようにあらかじめ非常な用心をしながら、毒性が直接ないとしても難分解

性のものが蓄積するというようなことは困るわけですから、そういうことは十分に注意しながらやっていくということであって、決して産業政策だけを優先的に考えているわけではありませぬ。

○福岡委員 今通産大臣の方からお話がございまして、まさに本件の改正法案は「化学物質安全確保対策の今後の在り方について 意見具申」に基づいておられますので、国民の安全を十分に確保することが大前提でありますので、この推進を間違わないようにひとつよろしくお願いしたい、かように考えております。

○渡辺国務大臣 そういう趣旨のことを言ったのであります。

○福岡委員 ぜひよろしくお願いいたします。次の問題に移らせていただきますが、今後改正法案の運用に当たっては、各種の局面に使用される化学物質に関する各種の規制法と緊密に連携を保たねばいかぬと思うのです。そこで、化学物質の安全を確保することが必要ですが、緊密な連携を保つてもなおかつこれらの法規制の対象から漏れてくる分野、例えばダイオキシンの安全確保はどのように対処されるお考えなのか、通産省の御見解をお伺いしたいと思っております。

○岩崎政府委員 私どもは、今回のこの法律改正によりまして化学物質の安全確保対策、これは格段に進展できるもの、そういうふうな確信をしております。ただいま先生も御指摘のとおり、化学物質の安全確保については、この化学法だけでございませぬで、いろいろな用途あるいは性状、例えば放射性物質とかそういうようなものによっていろいろな規制の法体系がございませうが、そういう体系からなおどうしても抜ける可能性があるのが、現状においては今先生御指摘のダイオキシン等ではあるまいか。ダイオキシンそのものを目的として製造したり輸入したりという事例は全くありません。また、今後もないと思っております。したがって、製造、輸入というふうなものとしてダイオキシンのこの法体系でとらえることは不可能でございます。現在までは、例えば一種の不純物

として農業にダイオキシンが入っていったという
ようなものを農薬取締法で規制する、こういう事
例はあるようでございますけれども、そういう不
純物あるいはいろいろな使用の過程において副次
的に発生してくる、こういうものが主でございます
ので、そういうものを規制するといつてもなかな
なこれは難しいのではないかと、こういうふうに考
えます。ただ、これが分離されてある一つの独立し
た化学物質として利用されようとする場合は本法
において規制がなされる、そういう事態が生ず
れば本法においての規制が可能である、このよう
に考えております。

○福岡委員 私ちょっとこの「化学物質安全確保
対策」の今後の在り方について、意見具申」等を見
ていろいろ研究してみましたところ、現在我が国
にはGLP確認試験施設というものは財団法人が
一つと株式会社の研究施設が三つ、合計四つ認定さ
れておりますが、改正案の成立後もこの四つの認
定施設で十分対応できるのか、またこれらの施設
に対する指導監督はどのようなものになるのか、
今後とも国際的信用を落とすことのないよう適正
なる試験を実施していく体制づくりはできている
のか、株式会社の研究施設の場合利害関係面から適
正試験の実施が維持できるかどうか、私はそこに
疑問点を感じておりますが、通産省はこれらの点
についていかにお考えなのでございますか。

○岩崎政府委員 実はつい最近このGLPの確認
作業が急速に進みまして、今まで四つございま
したけれども、現在七つの研究所をこのGLPと
して私も確認を本日現在いたしております。

先生御承知のとおり、この安全性確認について
グッド・ラボラトリー・プラクティスといいま
すか、これは国際的に適格な設備を持ち、適格な試
験方法を行い、適格なその記録を管理できるとこ
ろである、こういうことをお互いに確認し合おう
じゃないか、それでその確認した試験所が行った
試験については相互にそれをそのまま認めていこ
うじゃないか、こういうことで発足した制度でござ
います。したがって、私どもは、今申し上げ

げたような各側面について国際的な基準に則して
これをチェック、確認いたしましたので、そしてこの
GLPに適格な試験所、研究所であるという確認
を省令に基づいて進めているところでございま
す。かつ、これは三年ごとに再確認をしていくと
いうことになっておりまして、その運用の適正さに
ついて今後とも指導監督をしていく、こういう体
制になっております。

○福岡委員 ただいまの政府委員の答弁によりま
して、抽象的なことはわかるのですが、具体的に
はどういうように指導監督をされていくのか。ひ
とつ見通しを少しお示しいただきたい、かように
考えるわけでございます。

○岩崎政府委員 今申し上げましたように、GLP
に基づく研究所という確認ができましたためには
一定の基準がございまして、設備はこういうものを
持っているなければいけません。例えば、先ほどの反
復投与試験とか変異原性試験、こういうものをや
るについてはこういう設備でこういうふうなや
らなければいけない、そういうものに適合する設備
を持っているか、こういうことを確認していくわ
けでございます。しかも、先ほど申し上げました
ように、その運用を三年ごとに再確認していく、
こういうことでその適正さの保持を担保してい
きたい、こういうふうな考えでおります。

○福岡委員 ただいまの三年ごとに再確認、これ
は重要なことでございまして、よろしく願
います。

次に、環境庁にお尋ねしたいのですが、御承知
のように環境庁は、四十八年に化学法制定後現在
に至るまで、各試験による判定等にかかわる環境
庁長官の意見陳述及び要請権限を行使しておられ
ませんが、その必要性がなかったので行使されな
かったのか、それとも意見や要請を行うだけの必
要な資料をお持ちにならなかったのやらなかつ
たのか、その点いかがでございますでしょうか。

○海老原説明員 お答え申し上げます。

化学法に基づきまして、環境庁長官の名のもと
に、例えば特定化学物質の指定に伴う措置命令の

要請等、こういうことは行ったことはございま
せんが、こうした環境庁長官の権限を背景といた
しまして、実務者ベースで判定結果について意見を
述べたり、また特定化学物質として疑うに足る物
質を化学物質環境安全性点検調査の結果に基づ
いて指摘したりすることによりまして、環境庁と
しての意見を反映させてきているところでござい
ます。今後とも関係省庁と連絡を密にして、必要
があれば化学法に基づき環境庁長官の権限を行使
していくつもりでございます。

○福岡委員 結局今のお話を聞いていると、どう
もはつきりした意見や要請を行うだけの必要な
データ、資料と申しますか、これがないので行わ
なかったのか。何かちょっと抜けたような感じが
したので、その点いかがなんでしょうか。

○海老原説明員 お答え申し上げます。

我々環境庁といたしましては、そういう正式な
場には上げるまでも必ずしもないのではないかと考
えておりまして、データが全然なかったとかいう
ことではないというところでございます。

○福岡委員 次に、労働省の方にお尋ねいたしま
す。

労働省は昭和五十二年に労働安全衛生法の一部
改正を行って化学物質の有害性調査制度を導入さ
れておるわけでございますが、もともと早くこれら
のことについて調査を進めるべきではなかつ
たかと思ひます。現在調査研究の結果報告はい
つごろ出るのか。今後、従業員の健康面を重視し
て調査の必要性ありと懸念されるときは、積極的
に財政当局と折衝して、先手先手と調査を実施し
て従業員の安全に万全を期していただきたいと考
えますが、これらのことについて労働省の御見解
はいかがでございますでしょうか。

○富田説明員 労働者の健康確保につきまして
は、労働安全衛生行政の重要施策といたしまして
従前より取り上げて重点的に取り組んでいるとこ
ろでございます。特に化学物質の有害性の把握に
つきましては、昭和五十二年の労働安全衛生法の

改正によりまして有害性調査制度を新たに設ける
など法令の整備に努めるとともに、国内外の試験
研究機関の情報の収集などに努めまして、これら
の評価を踏まえ、化学物質による障害の予防に努
めているところでございます。

○福岡委員 現在、特に半導体産業の問題が、ク
リーン産業といわれておりますが、人の健康に
害を及ぼす、発がん性の疑いのあるトリクロロエ
チレンのことがやはり問題になっております。今
の御回答に関連しての問題ですが、半導体工場
で働く従業員は現在不安を持って働いておられま
す。ひとつ前向きに指導をお願いしたいと思ひま
す。

次に、厚生省の方にお尋ねしたいと思ひま
す。

MPD採用の趣旨は、審査基準、方法の国際化
を期して化学品質の円滑化にあるのではないかと
思ひます。中々でも毒性試験が一番問
題であると思ひますが、毒性試験は手間とお金
がかかります。化学物質製造中小企業が過重なる負担
を強いられないように、今後効率のよい毒性試験
の実施方法を研究開発することが必要不可欠では
ないかと私は考えますが、厚生省はこの問題につ
いてどういうように対処されるのか、お伺いした
いと思ひます。

○渡辺説明員 毒性試験につきましては、今回の
改正に当たりまして、上市前の試験データとして
変異原性試験あるいは反復投与毒性試験というも
のを私も現在考えているわけでございます。本
格的な毒性試験、例えば発がん性試験でございま
すと二年あるいは三年、また長期の慢性毒性試験
でございまして一年あるいは二年というふうな非
常に長い時間が必要になるわけでございますが、
今回私も考えております変異原性試験あるいは
反復投与試験、これらの方法は国際的にも評価
されております簡便かつ適正な試験方法でござい
ます。こうした試験方法は、現段階では適正、簡
便にかつ最も経済的な負担も軽いものである
と私も考えておるわけでございます。

しかしながら、先生御指摘のように、この毒性試験、できるだけ簡便な方法で実施できるということであれば、私も、毒性評価を行っていく上でも非常に望ましいことだと考えておりまして、私も、より簡便な方法はないかということ、専門家の意見を聞き、あるいは研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○福岡委員 先日、テレビで「地下水に汚染がしのびよる・なぞの汚染ルートを追う」、こういうのが放映されたわけでございますが、それを私見てまして、前に御質問なさった議員の方からありましたのですが、ドライクリーニング屋さんで使われているテトラクロロエチレンの地下水汚染問題が取り上げられておりました。これに對して、私、厚生省にお尋ねしたいと思いましたが、全国に八万数千あるドライクリーニング屋さんに対する装置の普及対策はどうなっているのか、また、環境公庫の融資の方はいかがなのか、ひとつ厚生省の方で御答弁いただきたい、かように考えております。

○中井説明員 御指摘のドライクリーニングの溶剤として使用されておりますテトラクロロエチレンにつきましては、五十九年の八月に管理マニュアルを作成いたしました。このマニュアルに基づきまして各クリーニング事業者が廃液処理装置を設置するように私どもが指導しているところでございます。この廃液処理装置を設置するに必要な資金につきましては、私も、環境衛生金融公庫の貸し付けにおきまして低利の融資を行うという対応をしておるところでございます。

○福岡委員 次に、条文の条項でちょっと御質問させていただきますが、第二十八条の第三項によりまして、厚生大臣及び通産大臣の定めた告示に従って表示しない事業者に対し、告示に従って表示すべきことを勧告できることとなっておりますが、この勧告をやった場合に公表するの公表しないのか、この点についてはいかがでございますか。

○岩崎政府委員 この勧告制度は、先生御承知のとおり一つが技術上の指針、生産したり使用した

りする際の技術上の指針についてでございますし、もう一つは、今御指摘のようにそういう容器等にわかりやすい扱い上の注意等を表示させるということについての勧告でございます。現実の法運用あるいは行政の運用を考えます場合に、私もこういう勧告権を後ろに持ちながら個別の事業者を日常的にいろいろ指導していくことになると思います。通常は、私もはそういう勧告権を後ろに持って行政指導していきますると、十分な効果が得られ実行に移されるもの、こう期待しております。

ただ、どうしてもそれに違背する人がいる、そしてこの違背はどうしてもぜひ是正してもらわねと困る、私もそう思いましたときに初めて法律上の勧告というものを正式に発動するという事態が考えられるわけでございます。したがって、そういうときには勧告したことを公表すること、が、むしろそういう表示についての実効を担保する一つの手段とも考えられますので、個々のケースにもよりますけれども、通常は、正式に勧告した場合には、むしろ勧告したことを公表する方がよりベターな場合が多いかと思っております。

○福岡委員 次に通産省に御説明をお願いしたいのですが、第二十七条の第二項に、第二種特定化学物質取扱事業者に対し「環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をする」とある。とありますが、製造や輸入の中止の勧告まで予定されておるのかどうか、この点はいかがでございますか。

○岩崎政府委員 この条項では予定しております。

むしろ、第二種特定化学物質につきましては、必要に応じて、その生産あるいは輸入計画を取り寄せましたものについて変更命令という形で、直接その輸入もしくは生産数量を抑制する手段がございまして、したがって、間接的な勧告という形でそれを行う必要はないわけでございます。ただ、この場合、ここでありまうのは、そういう

った生産数量の抑制という直接的なことを発動する以前に、できるだけ環境中に発散する量を抑え込めるようにできないか。そのためには、生産現場、使用現場においてできるだけ回収に努めるとか、クロースドシステムで利用するとか、そういう使用の仕方をした方が望ましいではないかということ、そういう指針をつくるについてその実行を勧告する、こういうことでございまして。

○福岡委員 次に、環境庁に三十四条の件に関連してお尋ねしたいのですが、化学物質による環境汚染を防止するために、環境庁における化学物質の存在状況にかかわる調査結果を根拠にいたしまして、必要とあらば積極的に関係官庁に働きかけていく環境庁の役割は、この観点から、適正な本法案の運用上に位置づけられる環境庁の持つ第三十四条の要請権限こそ国民の健康を守る最後のとりでであると私は期待しておるわけでございます。が、環境庁としては、この要請権限を実効あるものとするために今後どのような体制づくりを進められていくのか、この点について、環境庁の御見解をお伺いしたいと思っております。

○海老原説明員 お答え申し上げます。

ことしの二月に、化学物質調査検討会総合検討会のとこで、昭和六十四年度以降に実施を予定しております第二次化学物質環境安全性総点検調査のあり方につきまして中間報告を取りまとめいただいたところでございますが、その中で、総点検調査の結果を対策に一層有効に活用するように、こういう御提言をいただいているところでございます。六十四年というところと先にはなりましたが、現在それに向けて準備を着々と進めているところでございます。

今回の化学法の第三十四条に規定されます有害性調査の指示、それから措置命令などの要請権限につきましても、こういう中間報告の精神を十分考えまして、一層効果のあるような体制をつくっていきたいというふうに考えて、今作業中でございます。

○福岡委員 PCB入りのノーカーボン紙の保管の件でございます。

先ほど先輩議員がいろいろお尋ねしておりますが、少し突っ込んでお尋ねしたいのですけれども、昭和五十四年の調査時点ではノーカーボン紙の保管について七百トン残っておったと聞いております。現在、それが、どこで、どのように保管されているのか。野放しになっているとの声も耳にいたします。厚生省におかれましては現在調査依頼中のごとでございしますが、いづれ調査結果がまとまるのでしょうか、安全な処理方法の研究開発に力を入れているかどうか、ひとつこの点について御説明をお願いしたいと思います。

○岩崎政府委員 旧ノーカーボン紙につきましては、先ほど御説明しましたとおり、今おのの必要者の現場において保管されております。これをどうするかということで、当時ノーカーボン紙をつくっておりましたメーカーによって旧ノーカーボン紙協会という社団法人をつくっております。そこでその保管しているものをどう処理するのかということで一時洋上焼却を千数百トンいたした経緯がございます。ただ、その後そういった洋上焼却については関係自治体の御了承が得られなくなっております。新しい焼却の方法を考えておられます。そこで、こういう焼却方式があるかということについて、この数年この協会を中心技術面等の検討をしてきておるといのが実態でございます。

先ほど申しましたように、液状PCBについて環境庁の御指導で非常に精密な処理方式が開発されてまいりました。これは液状と紙状といった形態の差がございしますので、直ちにそういうのがノーカーボン紙についても活用できるのかどうか即断できませんけれども、そこでのいろいろな技術面の開発等も参考にしながら最終的な処理方式を固めていかなければならないのではないかと、このように考えております。

○福岡委員 最後に通産大臣にお尋ねいたしますが、今回の改正化学法案を見ますと、運用が各省

の省令にゆだねられる部分が非常に多いので私気になります。縦割り行政の弊害というものが露呈か、こういうような国民からの批判を招くことのないように、緊密な各省間の連携を保つていただきたいと強く望むわけでございますが、このことについて最後に通産大臣の御決意をお願いしたい、かように考えております。

○渡辺国務大臣 化学物質による環境汚染問題は政府を挙げて取り組むべき問題であります。したがって、化学物質の運用については、所管庁である通産省と厚生省が、環境庁を初めとする関係省庁とよく連絡をとりながら十分やってまいりたいと存じます。

○福岡委員 以上をもって質疑を終わります。

○野田委員長 青山丘君。

○青山委員 大変遅くなっておりますし、できるだけスピーディーに質問を進めさせていただきたいと思っております。

まず、今日我々の生活を取り巻いておりますところの化学物質、この地球上に七百万以上八百万近くある、たくさんの化学物質があるわけですが、こうした化学物質が年間開発される量、これがまた四十万、四十五万くらい毎年毎年新しく開発をされてきておると聞いております。そして、その中で商品になっていくものが五百、六百、七百万と年々ふえておるようであります。同時にまた、化学物質と一口に言いますと、どうしても時には人体に影響するようにならざるを得ない化学物質も出てきておる、こうしたものも随分たくさんあると言われておりますが、時には数万あるという話も聞いております。このあたりの見解をまずお尋ねしたいのですが、化学物質の開発されている現状についてどのように認識しておられるのか、これが第一点。

第二点は、現在有害物質とみなされる化学物質についてそれはどの程度の数があるのか、またこういうことに対して政府は基本的にどのような対処の仕方をお考えおられるのか、まずお尋ねいたします。

したいと思っております。

○岩崎政府委員 なかなか難しい御質問でございます。まして、化学物質がどの程度あるか、これも分類の仕方あるいは現実にある経済的意味のある量において生産もしくは利用されているものがあるかどうか、いろいろな基準があるかと思っております。現在米国で既存化学物質としていけば名簿に確定されておりますのは約五万七千と聞いております。それからE.C.で現在既存化学物質の名簿を作成中でありまされども、そこでは約十萬の名簿になるであろう、こういうふうに言われております。日本国では本法に基づきまして既存化学物質というものを確定しなければいけません。そのときに確定しました名簿上の数は約二万でございます。その後、この十二年間に新しい化学物質として届け出られ、その安全性を確認しておりますのが二千数百ございます。そういう一丁一丁で私どもも考えておりますけれども、そういう中でどういふ毒性のあるものがどの程度か。これもまた毒性というものの程度なり性格によって違ってくると思っております。

例えば放射性物質、これも放射性という意味で毒性があり、これは放射性物質の取り締まりの法体系のもとでその規制がなされております。また急性毒性か慢性毒性かというふうなことからよって異なるありますし、本法はそういう環境を経由して人の体に慢性的な毒性を及ぼすもの、こういう視点から化学物質の毒性をとらえておりますので、これについても現行法に基づきますとそういうものとしては七つが確定されておる、このように理解しております。

○青山委員 政府としてどのように対処していくのかとお尋ねしたが、これは答弁がありませんでした。後で答えてください。

先ほど既存の化学物質についてもちょっと触れられました。これは後で触れたいと思っておりますが、今回の提案理由の中にも述べられておりますけれども、戦後の我が国の化学工業の発展というものは大変目覚ましいものがありまして、量的にも相

当な拡大を見せしておりますし、毎年たくさんさんの化学物質が新しく開発されておる。そのことによつて社会生活や生産環境の中で重要な役割をこうした新しい化学物質が果たしてきておることも同時に私は認めますけれども、この化学法が出てくる前であつたと思ひますが、化学物質と聞くと相当深刻な事件がありまして、もともと例の件は化学法制定前でありまして、規制の対象の外であつたかと思ひますけれども、P.C.B.、ポリ塩化ビフェニル、こんな事件もありまして、砒素ミルク事件もありました。こうしたことから、国民生活の中では、化学物質と聞くと何か好ましくないような印象を強く与えてきております。そういう中で化学法が制定されて、そして今回一部改正がなされて化学物質の安全性がきつと確保されていくんだ、それからまた、化学産業が健全な発展をしていけば国民の見る目もまた大きく変わってくると思ひます。ただそういう中で、人体に悪い影響を与えるような化学物質については、政府は厳然たる態度で対処していかなければいけません。

そこで、化学法制定以来の十二年間の運用の経過、これをどのように理解しておられますか。先ほどの件とあわせてひとつ御説明ください。

○岩崎政府委員 確かに、昭和四十年代というのは化学工業は非常に暗いイメージがつきまといつておりました。それをこういう化学法あるいは業界の非常に大きな努力によつて、その当時のいろいろな問題の法的関係は今でもまだ残っておりますが、新しい問題の発生というものは少なくなつてきたというふうな理解しております。これも余談になりますが、化学関係の大学の学生数も一時非常に減つておりましたのですけれども、最近再び化学関係の学部に行く学生数が増加傾向にあるというふうにも聞いております。そういう意味でも化学工業が新しい発展段階に差し加つてきたということは事実ではないかというふうに思ひます。

そういうふうになりました一つの手段としてこの化学法があつたということは、それなりに評価していいのではないかと思います。化学法制定以来、少なくとも新規化学物質をつくらうとする者はすべて本法によるチェックを受けなければならぬということになりました。そのチェックが、分解性、蓄積性、慢性毒性、この三つすべてがクリアでなければならぬという法律の建前になっておりますのですから、結果的には七品目がこの法律のこれまでの適用対象になっておりますけれども、少なくともそのいずれかについてのチェックはすべての化学品について行われてきたということだと思ひます。

ただ最近の状況を見ますと、果たして三つともクリアであるというものを規制の基準にしていけるかどうか、むしろ、蓄積性はないけれども、生産量、輸入量がどんどん拡大していくとすると分解性がないものについてはほとんど環境中に蓄積していくじゃないか、その結果慢性的な人体への暴露量が大きくなっていくではないか、それを野放しにしていけるだろうか、こういう反省のもとに今回指定化学物質あるいはその延長としての第二種特定化学物質という新しいジャンルを設けまして、そういうものを本法に取り込もうというふうな思っているわけでございます。この結果、化学法の実効効果というものは非常に幅の広いものになるであろうというふうに期待している次第でございます。

○青山委員 十二年間の成果、また問題点というものをお話しいただきましたけれども、一つ當時出た問題で、その後この十二年間にいろいろな努力をしてこられたと思うのですが、少し時間がかかり過ぎておるのではないかと懸念をちょっとお話ししたいと思います。

この化学法が制定された当時、先ほどもお話がありましたように、約二万点に近い既存の化学物質があつた。この既存の化学物質の安全性をきつと点検していかなければいけない、そのために、当時の商工委員会では化学法の審議のときの附帯決議の中に次のように触れられております。

「政府、民間、大学等の試験研究機関を活用して、早急に物質ごとの性状に関する審査を実施し、その試験データを発表するとともに、特定化学物質に該当する疑いがある物質については、遅滞なく、主務大臣が「勧告を行ない、なお、その旨を公表すること。」こうした国会の意を受けて、政府としては今日まで努力をしてこられたと思います。

ただ、この間資料を調べておりましたら、五十年以降の実績を見てみると点検された数、トータルいたしますと六百四十四件という数字が出ています。これまでの点検処理のペースというのはちよつと遅過ぎやしないか。そういう点では、既存化学物質の点検処理に要する時間が少しかかり過ぎる。もっともそんな単純に、二万件を毎年ずつと五十件くらいで割っていけば、トータルすると四百年か五百年ぐらいかれば大体全部性状が理解、研究できるのでしょうか。しかし、ブライオリティというものがあつて、緊急に早く順位を上げて審査していこう、検査していこうというのがあつて、それは大体できてきたと考へておられるのか、まだこれから相当やっとなければならぬ、というふうな考へておられるのか。点検の現状が少し国会の意向とは違つてきているように私は思ひましたけれども、どのように理解しておられるのか、処理についてはこれからまたどのような方針で進めようかと考へておられるのか、その辺はいかがでしょうか。

○岩崎政府委員 確かに、この件につきましては累次国会でもおしかりを受けているところがございます。先ほど申し上げましたように、年間五十ないし七十件ずつくらいのテンポで進めておりまして、現在までに六百十四、先生御指摘のとおりでございます。おっしゃるとおり二万全部行ふ必要はないと思つてはおりますが、どの程度はチェックして見る必要があるだろうかということ、二千ぐらいはチェックして見る必要があるのではないかと、これが専門家のおおよそのめどでございます。したがらしまして、なお行

べきことは非常に多いわけでございます。今後とも、予算面、人事面等の制約がございますけれども、最大限の努力をしてみたいと思つております。

○青山委員 優先順位というのがあるでしょう。二千は点検していきたい、しかし大体六百五十くらいで一定の段階は超えたと見ておられるのか、まだ三倍ぐらいやらなければ大体の見通しは立たないのか。余り国民生活を不安に陥れるような答弁は困りますけれども、本音を述べていただきたい。いかがでしょうか。

○岩崎政府委員 なかなか予想したいようなものが出てくる可能性も完全に否定し切れませんので、現在で一〇〇%大丈夫ですというふうにはお答えができません。思ひますけれども、少なくともこれまでの既存の知見に基づいて緊急にやらなければいけないというものについては、時を越えておるのではないかと、いふふうな考へております。

○青山委員 多くて八十くらいなんですか。少ないときは三十台。国の苦しい財政事情の中では精いっぱいやっておる、恐らくそういう答弁だから聞くのもむだなことのような気がするけれども、しかし、このことは予算の裏づけが要することです。それなりの意欲的な取り組みをしていただくかないと、まだまだ五十年、百年かかりますよ。二万点全部やつたつて四、五百年かかるわけですから、そんな調子じゃ、新しい化学物質ができてくるわけですから、とても国民生活は不安でやっつけやしないということでもいけませんので、しっかりとひとつ予算的な裏づけは、大臣、どうですか。予算しっかりとつていただかないと、これはなかなか進まないと思ひます。

○渡辺国務大臣 しっかりとります。

○青山委員 ブライオリティリストというのがきつとあるんでしょね。それをひとつしっかりとやつていただきたい。

それから次は、五、六点まとめてちよつとお尋ねいたしますので、答弁に遺漏がないように、よろしいですか。(「大丈夫だ、頭いいから」と呼ぶ

者あり) 第一問のときに、三つ尋ねたうちに一つ消えておつたのですよ。

政府の説明によりますと、改正点の第一、これは、現行の化学法では規制の対象とならないような化学物質、先ほどおっしゃいました蓄積性あるいは濃縮性のないものでも難分解性で有害性の疑いがあるものについては指定化学物質ということにして監視していくとしております。これは国民生活の安全性という点では私は評価をいたします。

そこで一つは、御説明いただきましたのですが、法制定時には必要とされていた蓄積性の要件、これが今回外されました。先ほど少し触れられましたが、それが外されてきた経過を示していただきたいと思います。これが第一点。

それから、今後難分解性及び有害性による判定、これによつて指定化学物質とされるものの具体的な基準、そしてその監視体制、これはどのように実施されていくのか。指定化学物質とされるものの監視体制はどのようにしていくのか。これと関連するのですけれども、厚生大臣あるいは通産大臣から有害性の調査の指示、あるいは環境庁長官から厚生大臣、通産大臣に対して有害性の調査の指示が出されていくわけですが、その運用面でのような点を考へておられるのか、これが第三点。

また、指定化学物質については事後管理制度が導入されました。指定された化学物質の製造、輸入数量の届け出が義務づけられてまいります。さらに、厚生大臣及び通産大臣が、その使用状況から見て必要があると認めるときは、その製造業者に対して有害性の調査を指示することができる、こういうことになっております。しかしこうした法律の運用には多くの判断ということが前提となつてきておりまして、なかなか適切に実施されていくというのは難しいのではないかと心配をいたします。

そこで第四点目ですけれども、政府が製造事業者に対して調査を指示する場合の基準、これはどの

のようになつていくのか。それから有害性の調査を指示されていく、しかしその調査が非常に多額な費用負担が必要である、にもかかわらず、その調査が指示されて随分多額な負担をしながらおしよであつたといふますか、有害性が否定されたというふうなことになるますと、製造事業者にとっては相当な痛手、打撃を受けることになりま。この点について政府はどのように考へておられますでしょうか。

以上です。

○岩崎政府委員 従来は、自然界における分解性、そうしたものを人体が摂取した場合の蓄積性、そうした蓄積していった過程における慢性毒性、この三つともクロであるというときに初めて本法、現行法の対象にする、こういう建前でございます。これはこれで一つの合理性があると思ひております。

ただし、非常に分解性がないものを何万吨というふうな毎年多量に生産し、それが使用され外界に放出されていきますと、分解の速度より投入の量が大きくなつてまいります。難分解性のもので、これは程度問題でありまして、分解はしていくわけですが、ただ、その分解の速度以上に投入が続きますので、自然と自然界への濃度が大きくなる。したがつて、そういうものを単に人体への蓄積性がないがゆえにこの化学法の対象から外すというこは、いかにがなものであろうか、非常に大きなものを野放しにする結果になるのではないかと、今更さういふ蓄積性がないものでも難分解性のもので慢性毒性があるものについては本法の対象にし、それをまず指定化学物質としてウォッチし、ある一定の限度にきたときにはそれを第二種特定化学物質として規制していく、こういう考へ方をとつたわけでございます。

そこで、この指定化学物質の基準あるいは指定化学物質になりましたときにどういふ監視体制をつくるかということでございますけれども、これはまさに分解性がない、かつ慢性毒性である、こ

の二点について既知の知見、既得の知見をもって判断する場合もありますし、その判断がなおできない場合にはMPDに基づくスクリーニング試験をしましてその判断をする、こういうことになりま。そういう判断の結果指定化学物質になりまし。した節は、毎年この製造もしくは輸入数量を報告する義務を課することになります。ということとは、日本国土に毎年新たに投入されるその物質の総量を把握する体制をつくる、こういうことでござい。ます。

それから、有害性の調査はじやどの段階でやるのか、こういうことでございますけれども、私どもはそういうスクリーニング試験の結果、その物質について分解性がどの程度か、先ほど申し上げましたように全然分解しないというものはござい。ません。分解性がどの程度か、それはどの程度人体に蓄積されたら毒性の効果を持つかということをも一つの判断基準として持つておることになります。その物質が毎年どの程度生産されていくか、それがどの程度在庫になり、輸出になり、あるいは反復回収利用される分があるか、その残りが自然界に出るわけですが、それがどのように水体系あるいは大気体系へ発散していくか、こういうことについてはかなり現在各国においてモデルが進展しております。そのモデルによって、このものはこの程度の生産、輸入、使用状況であるとこの程度に蓄積されていくということがある程度推定可能でございます。したがって、その推定可能なモデルによって、全体としてどの程度の汚染状況かというのを常にウォッチしつつ、これはもう限界に達しつつあるなというときに追加試験を指示するわけでございます。したがって、これは環境庁あるいはその他が行うモニタリング、これが現実の最大の決め手でございますが、これでは遅うございます。むしろ、事前にそういうモデルによって、どの程度の汚染状況になっていくかということを予測しながらこの法律を運用する、こういう建前でございます。

は二、三億のコストがかかると思われま。そういうものをコストをかけてやった場合に、シロである場合にどうするか。多分私はシロの可能性は非常に薄いと思ひます。なぜならば、スクリーニング試験でその分解性が少ない、あるいは慢性毒性がある程度あるというのには既に確定しておりますから。したがって、それがシロであるという可能性は非常に薄いと思ひますけれども、もしシロであるとすると、それはむしろその供給者にとつては幸いではなかったか、フリーに供給できるようになるわけですから。そのように考えております。

○青山委員 各大臣の有害性の調査の指示、その運用についてはどうなんでしょうか。

時間がなからもう一点だけ。今おっしゃったような事前審査制、これはそれなりに評価できるものだと私は思ふ。そこで、国際的にも国内的にも今までGLPの導入、それに加えてMPDの導入、こういうことで化学物質の輸入がきちっとチェックできるのかどうかという素朴な質問を私は持っています。輸入なら輸入業者ですが、製造業者が提出するMPDで完全に安全性がチェックできるのかどうか、それから今回この事前審査制で、MPDを採用することによってどのようなメリットがあるのか、どのようなデメリットがあるのか、お答えいただけますか。

○岩崎政府委員 追加試験の指示は、先ほど申し上げましたように、基本的にはモデルによる推計によつて行います。それについて、環境庁等がモニタリング等によつて、現実の汚染状況によつてそういうことを発動したがいではないかという意見がございましたら、それは十分に勘案して運用したいと思ひます。

それから、MPDというのは、少なくともそれを製造もしくは輸入する際に、つまり市場へ出そうとする際の最小限のスクリーニング試験でござい。ます。したがって、追加試験はそのほかに非常に精緻な各側面からする安全性の試験をいたします。ので、スクリーニング試験というのは、まずそ

ういった新しい化学物質を世に出そうとするものは、少なくともこれだけは最小限チェックしておかぬといかぬ、こういう性格のものであり、そういうものとしては今回、これまで以上に安全性の問題のチェック項目が多くなっている、このように考えています。

○青山委員 化学物質に対する国民の見方というのは、いささか好ましくないもの、恐れ多きもの、みたいな、暗いイメージでどうしてもとらえられております。こういう形で安全性が確立されることが非常に重要であることも私は理解しておりますから、ぜひひとつ運用の面で大きな成果を上げてくださるよう祈つております。ありがとうございます。

○野田委員長 野間友一君。

○野間委員 最後の質問者であります、続きまして化学法の改正について質疑を行いたいと思ひます。

今度の改正の主な柱というのは、蓄積性がなくても難分解性を持ち、かつ慢性毒性を有する、そういう化学物質を新たに規制の対象にするという点では、一定の改善を図るということで私たちは評価をしておるわけです。特に先ほどからもいろいろと論議がございましたが、トリクロロエチレン等、こういう有機塩素系の溶剤による環境汚染というのに対して適正に対応しなきゃならぬというところも事実であると思ひます。ただ問題は、こういう法律ができて、この運用をやはりきちつとやっていくということがなければどうにもならないというところはもう事実だろうと思ひます。最初にお聞きしたいのは、この改正案提案の背景についてであります、これについては、貿易摩擦の解消という観点から政府は今まで市場開放策あるいはそれに関連した規制緩和、これを次から次と実施してきた、これは事実であります、この化学法の関係で見ても、これは一九八三年三月二十六日の基準認証制度等連絡調整本部の決定、これに基づいて外国検査データの受け入れ、これを省令改正によって昨年の十月からOECDの

GLP制度が導入されてもう既に実施されておる。それからさらに届け出データとしての試験項目、これもOECDのMPD、この導入が予定されておる。これは直接法律事項ではありませんけれども、そうなると思ひます。去年の七月三十日の市場アクセス改善のためのアクションプログラム、ここでは新規に製造または輸入される化学物質のうち外国で既に安全性が確認されたものについて使用可能物質として公示する制度、これも三年以内に創設するということも決まっておりますね。

こういうふうに一連の今までの経緯を見ておりますと、今回の法改正も市場開放策の一環として性格が非常に強いというふうに私は思ひてしやうがないのですけれども、いかがですか。

○岩崎政府委員 この法律改正の理由は二つござい。ます。一つは、先ほど先生がおっしゃった蓄積性がないものについても本法の対象にしていく、こういうことでござい。ます。

もう一つは、短期的な市場開放というよりは、この問題については一九七〇年代から世界各国で問題になり、それについてOECDで議論をしてまいりました。そして、そういう中で、おのおのが別々の判断の資料を要求するのは非常に国際貿易に障害になるではないか、したがって少なくとも判断のもとになる資料については共通化しようではないか、こういうことで始まったのがMPDであり、あるいはGLP制度だと思ひます。したがって、これは判断のもとになる資料の作成についての共通化でありまして、その判断自体の共通化とは考えておりません。国際化の判断のもとになるものについてのおのものが独自のものを主張しない、最小限合理的なものを、国際的に共通なものを含意していき、こういう意味においては国際化の一環であり、またNTBのそしりを受けないための方策でもある。しかし、それは短期的な市場開放策の一環として考えられているわけではない、このように考えています。

○野間委員 そこで少し具体的に聞いていきたいと思ひますが、法の特五項、六項です。

五項では必要な試験項目等政令で定める、こういうふうになっていきますね。それから、六項についていいますと、その際に国際動向に十分配慮するよう努めなければならぬ。これらの点について、今まで食品添加物とか医薬品で例がありますが、外国の化学品巨大メーカーとか外国政府というものの圧力によって、我が国の実態に即したものでなくて、それを無視したような規制緩和がなされるのではなからうかと私は思うのです。特にGLPの制度、これは国内でもパスしたのは民間のものがありますね。これで果たして公正、厳正な資料として通用するかどうかという点で問題であるうと私は思っています。その点も含めてひとつお答えいただきたいと思います。

○岩崎政府委員 国際化したしますのは判断のものと客観的なデータでございませう。これはだれがほかでも同じデータになるはずでございませうので、そういう意味で要求される必要なデータについて国際的に共通化しようではないか、それについてどのように判断するかはその国々の事情によると思ひます。日本も日本国の事情によってそれを判断していい、このように考えておられます。

それから、GLPを確認いたしました研究所の適正な運用については、一定の設備を持つていか、それをどう運用していくか、それからどのように試験データについての記録体制ができていくかというのを確認いたしまして、そしてそういうものとして国際的に相互交換し合うということでございますし、またそういうものについて三年ごとに常にチェックしてつてその運用の適正を図つてまいりたい、このように考えております。

○野間委員 時間がありませんから、これはもう少し議論したいのですが、後に譲りたいと思ひます。私も食品添加物のときに少しやったことがあるのですけれども、とにかくこれは、先ほどから話がありますように、国民の生命あるいは健康、安全、あるいは環境の保全というものと直

接関係する問題でありますから、厳正かつ本當に公正な判断と申しますか、そういうものがぜひ必要だと思ひますので、その点について十分に注意してやっていただきたいと思います。

さらに次に、四条に關係して厚生省にお伺ひしたいのは、先ほどからも論議がありますが、既存物質それから新規物質の安全性の調査、これは法施行後今までもずっとやってきたわけでありませうけれども、その実績等について、簡単に結構ですから答えていただきたいと思います。

○渡辺説明員 私ども、この化学法におきましては毒性の評価という面から共管させていただいてあるわけでございませうが、分解性クロ、それから蓄積性クロ、さらに毒性クロになると特定化学物質に指定されるという法の趣旨にかんがみまして、これまで分解性クロ、蓄積性クロとされた物質につきましてこれを中心といたしまして毒性の調査研究を行つてきたわけでございませう。これまでに十一物質につきましてそのような検討が必要な物質ということになったわけでございませうが、そのうち七物質につきまして特定化学物質に既に指定されている、一物質につきましては私どもの調査研究では特に毒性上の問題はない、さらに三物質については引き続き試験を行つておるところでございます。

それから、実はこれらの物質だけではございませんで、さらに、例えば蓄積性については比較的低いと思われるような物質につきましても、私ども独自に検討の必要があるということで、先ほどの十一物質も含めまして二十六物質につきましてこれまでに既に検討を終えております。さらに、現在私ども毒性点検という立場から、それ以外にも二十品目以上に及ぶ既存物質について慢性毒性試験を実施するというようなことで毒性の点検を行つておるところでございます。

○野間委員 通産省にお聞きしたいのは、現在の法律に基づきまして安全性が確認されている新規物質あるいは既存物質は幾つあるのかというのと、さらに、その中で蓄積性がないとの理由で安

全性が確認されている物質はどれだけあるのか、これは時間の關係でこちらから申し上げますので、イエス、ノーで結構だと思ひます。安全性を確認した物質は、新規物質が二千三百十、これは先ほどからずっと論議がありました。既存物質が六百十四、合計二千九百二十四。そのうち蓄積性がないことによるものは、新規物質が千八百三十三、既存物質が三百九十二、合計二千二百二十五、こう統計上なっております。これは数字の確認だけ。

○岩崎政府委員 そのとおりでございます。

○野間委員 さて、そうになりましたら、今度法が改正される、その際に新規に審査対象となる物質ではなくて、今の法律でこれまでに安全性が確認されているもので今度の改正案によりまして審査対象となる物質、これだけで二千二百二十五点、こういうことになるわけですね。しかも、この審査あるいは試験というのは厚生省の慢性毒性の試験対象になるわけですね。これは厚生省のいろいろな中で、人の数とか予算の面でなかなかうまく進まない、何百年とかかるということもこれまで論議されてきたわけですね。だから厚生省としても、こういう新しい体制という新しい制度の中で相当対応を拡充する必要があるのじゃないかと私は思ひます。

厚生省の化学法關係の予算、定員を調べてみますと、化学法制定以来、年間予算は約五千四百萬、これにかかわる職員は三名と、ずっと横ばいなんです。通産省の關係の予算も調べてみますと、今年度の予算を見ますと、十一年前の一九七五年よりも下回つておるといふのが実態であります。定員は若干ふえておりますが、ですから、これだけ数が多くて、しかも新しい事態の中で新しい対応をしなければならぬということの中では、厚生省においても通産省においても、これだけの人や予算では国民の生命とか環境の保全、安全等から考えて不十分と言わざるを得ない、こういうふうに思ひます。特に、IC産業等、これからどんどん新しい事態が起こつてき

ますから、先ほど通産大臣も言われましたけれども、予算面、人員の面で抜本的な拡充策をとる必要があるのじゃないかということが言えると思ひますが、この点について通産大臣、それから厚生省もあわせてお答えいただきたいと思います。

○岩崎政府委員 非常に厳しい中でございませうが、今回、面目を一新してこの法体系で再出発しようとしておりますので、できるだけそういう面での充実を図つていきたいと思ひます。

○渡辺説明員 今回の化学法の改正によりまして、今度は第二種の特定化学物質という新しい考え方が入つてくるということでございまして、これまで私ども、特定化学物質を中心とした既存物質の見直しあるいは新規化学物質についての審査というのをやってまいつたわけでございませうが、今後私ども、今回例えばMPDの導入ということがございまして、簡便なる毒性試験法の採用というふうなこともございませうので、私ども今後は効率的にその必要なものについて毒性についての点検を行つていくということでも十分検討してまいりたいと思ひます。先生のおっしゃいました面につきましても、今後検討してまいりたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 新規物質はこの法律で新しく検査をする、既存のものをこれでやろうということだそうでありませう。したがって、新しくやるものはそんなに直接手間暇かかるわけじゃない、既存のものの中で怪しいと思はれるものを点検をしていくわけでありませう。しかし、規制を強化したり罰則がふえたりしておると、既存のものであつても、やはりメーカーは、かなり自分たちが注意してやらないと会社自身が吹っ飛んでしまひますから、したがって、やはりそれは厳格になつてきていることは確かでありませう。

予算、人員が足りるか足りないかという問題は多々あります。予算ではありますから、このような財政事情のもとでございませうから、やり方に創意工夫等をよくして、有効適切に、しかも厳格に対処していきたくと思ひます。

○野間委員 本当に大変な事態が到来することが予測されますから、やはりこういうところに金を使うということをぜひ重点的に考えていただきたいと思います。

それから、あと一問だけ。二十四条、二十六条の關係でありますが、この有害性の調査あるいは追加試験の必要性の判定基準、これは二十四条ですが、どういう基準で判定されるのかということと、それから、その結果指定された第二種の物質について二十六条に基づいて規制を行う必要がある、これを認める基準、これはそれぞれどのように定められるのか、この点について明確にしたいです。

○岩崎政府委員 私どもはある化学物質についてそれがどの程度の分解性のものであるか、どの程度人体に蓄積していくものであるか、どの程度慢性毒性があるか、これをおおよそのめどを新規化学物質についてはすべてつけるわけでございます。したがって、そういうめどのもので毎年どの程度の量で日本国の環境に投入されていくか、これが指定化学物質になるとすべて把握していく体制になります。したがって、その環境中への発散、蓄積の度合いについて、これは各国共通でございまして、一つのあるいはいろいろあるモデルが今開発されておりまして、この程度の投入量がこの化学物質について行われているときには既にこの程度のものが例えば水系に混入されるようになったというようなことが事前にずっと予測できるわけでございます。したがって、相当な安全係数をかけてもなおかつある限界に達してきたな、こういう判断をそのモデル上行いますときに、追加試験を指示する、こういうのが基本的考え方でございます。

もちろん、これはモデルでございますから、現実の環境中の蓄積なり人体中の蓄積が現実のモニタリングによって食い違う場合が出てくると思います。そのときにはもちろん、そういった現実のモニタリングの結果のその環境中の蓄積によってそういった追加試験の指示を行う、こういうこと

になると思います。

追加試験によって、より確定した精密な慢性毒性なり安全度が確定するわけでございます。そうすると、その確定した安全度の限度の範囲内において、毎年の生産もしくは輸入数量が抑制されるように、その生産予定数量、輸入予定数量への変更命令を出す、このような大筋でございます。

○野間委員 えてして環境対策については後手後手に回るといふのが今までの例でもあります。こういうような、もし後手後手に回るといふことになりますと、結局、社会も国民も高いツケを払わされるということになるわけで、未然防止が非常に大事だということからは私から言うまでもないことであります。そういう点で、きちっと厳格にその基準策定についても取り組んでいただきたい。

それから、特にスタッフの点について、アメリカの環境保護庁、ここらあたり調べてみますと、新規化学物質の審査だけで約百人の専門家を抱えておるわけですね。だから、この分野を拡充することは、我が国の国民だけでなく、世界各国の国民の安全にもつながっていくわけでありまして、先ほど通産大臣も言われましたけれども、重視をしていただいで、積極的に予算面、人的な面でも取り組んでいただきたいと重ねて要求して、大臣から一言答弁いただいて終わりたいと思っております。

○渡辺国務大臣 できるだけ努力いたします。

○野田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○野田委員長 これより討論に入るものであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野田委員長 次回は、明二十三日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時十七分散會

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案

特定商品等の預託等取引契約に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を図ることににより、預託等取引契約に係る預託者の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「預託等取引契約」とは、次に掲げる契約をいう。

一 当事者の一方が相手方に対して、通商産業省令で定める期間以上の期間にわたり政令で定める物品（以下「特定商品」という。）の預託（預託を受けた特定商品の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）を受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）及び当該預託に関し財産上の利益を供与すること（信託の引受けに該当するものを除く。）及び当該通商産業省令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該施設利用権を買収することを約し、相手方がこれに応じて当該施設利用権を管理させることを約する契約

方法により定められる価格を含む。）により当該特定商品を買収することを約し、相手方がこれに応じて当該特定商品を預託することを約する契約

二 当事者の一方が相手方に対して、施設の利用に関する権利であつて政令で定めるもの（以下「施設利用権」という。）を前号の通商産業省令で定める期間以上の期間管理すること（信託によるものを除く、当該期間の経過後当該施設利用権に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）及び当該管理に關し財産上の利益を供与すること（信託によるものを除く。）及び当該通商産業省令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該施設利用権を買収することを約し、相手方がこれに応じて当該施設利用権を管理させることを約する契約

2 この法律において「預託等取引業者」とは、預託等取引契約に基づき特定商品の預託を受けること又は施設利用権を管理すること（当該預託等取引契約の目的とするために当該特定商品又は施設利用権を販売することを含む。）を業として行う者（他の法律の規定によりこれにより預託等取引契約の締結及びその履行の公正並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものを除く。）をいう。

3 この法律において「勧誘者」とは、預託等取引業者が預託等取引契約の締結又は更新について勧誘（当該預託等取引契約の目的とするために当該特定商品又は施設利用権を購入させることについての勧誘を含む。以下同じ。）を行わせる者をいう。

4 この法律において「預託者」とは、預託等取引業者と預託等取引契約を締結した者をいう。

第三条 預託等取引業者は、預託等取引契約を締結したときは、預託等取引業者と預託等取引契約を締結した者をいう。

結しようとするときは、顧客に対し、当該預託等取引契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 預託等取引契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて当該預託等取引契約の概要

二 預託等取引業者の業務及び財産の状況に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

三 預託等取引業者は、預託等取引契約を締結したときは、預託者に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該預託等取引契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 商品の種類、数量及び価額又は施設利用権の内容及び価額

二 商品の預託を受ける期間又は施設利用権を管理する期間

三 供与される財産上の利益の内容及び供与の時期及び方法（特定商品又は施設利用権を買い取る契約にあつては、買取価格又はその算定方法）

四 預託等取引業者が預託者から手数料を徴収する場合にあつては、その手数料の料率又は額並びにその徴収の時期及び方法

五 契約の解除に関する事項（第八条第一項から第三項まで並びに第九条第一項及び第二項の規定に関する事項を含む。）

六 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

（預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘等）

第四条 預託等取引業者又は勧誘者は、預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘をするときは、預託等取引契約に関する事項及び特定商品又は施設利用権の購入に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な

なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のものを告げる行為をしてはならない。

二 預託等取引業者は、預託等取引契約の解除を妨げる目的をもつて、預託等取引契約に関する事項であつて、預託者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、不実のものを告げる行為をしてはならない。

（不当な行為等の禁止）

第五条 預託等取引業者又は勧誘者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 威迫する言動を交えて、預託等取引契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は預託等取引契約の解除を妨げることを。

二 預託等取引契約に基づき債務又は預託等取引契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

三 前二号に掲げるもののほか、預託等取引契約に関する行為であつて、顧客又は預託者の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの

（書類の閲覧）

第六条 預託等取引業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該預託等取引業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、預託等取引契約に関する業務を行ふ事業所に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（預託等取引業者に対する業務停止命令）

第七条 主務大臣は、預託等取引業者が第三条から前条までの規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるとき、又は勧誘者が第四条第一項若しくは第五条の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その旨を公表しなければならない。

（預託等取引契約の解除等）

第八条 預託者は、第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過したときを除き、書面により預託等取引契約の解除を行うことができる。この場合において、預託等取引業者は、当該預託等取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

（報告及び立入検査）

第十条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるとき、政令で定めるところにより、預託等取引業者若しくは勧誘者に対し報告をさせ、又はその職員に、預託等取引業者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用除外）

第十一条 第三条から第六条まで、第八条及び第九条の規定は、預託等取引契約で預託者が営業のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

（経過措置）

第十二条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 特定商品に係る預託等取引業者又は勧誘者に関する事項については、通商産業大臣及び当該特定商品の流通を所掌する大臣

二 施設利用権に係る預託等取引業者又は勧誘者に関する事項については、通商産業大臣及び当該施設利用権に係る施設の提供を行う事業を所掌する大臣

（罰則）

第十四条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項又は第二項の規定に違反したものは、無効とする。

者

二 第七條第一項の規定による命令に違反した者

第十五条 第三條第一項又は第二項の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條の規定に違反して書類を備え置かず、若しくは預託者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは預託者に閲覧させた者

二 第十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2 第三條第二項、第八條及び第九條の規定は、この法律の施行前に締結された預託等取引契約については、適用しない。

理由

特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の現状にかんがみ、預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を図るため、預託等取引業者に所要の書面の交付を義務付けるとともに、預託者が預託等取引契約を解除できるとする等の措置を講ずる必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律

題名を次のように改める。
訪問取引等に関する法律

目次中「第二章 訪問販売及び通信販売（第二條―第十條）」を「第二章 訪問取引及び通信取引（第二條―第十條）」、「第二章の二 預託等取引契約に係る取引（第十條の二―第十條の三）」に、「第二十二條」を「第二十一條の二」に改める。

第一條中「訪問販売及び通信販売に係る取引並びに」を「訪問取引、通信取引及び」に改め、「公正にし」の下に「預託物品等の返還等につき担保のない預託等取引契約の締結を禁止し」を、「購入者等」の下に「及び預託者」を、「流通」の下に「及び役務等の取引」を加える。

第二章の章名を次のように改める。
第二章 訪問取引及び通信取引
第二條第一項中「訪問販売」を「訪問取引」に、「販売業者」を「取引業者」に改め、「場所において」の下に「相手方と対面して行う売買契約等の申込みの誘引若しくは申込み（以下この章において「売買契約等の対面勧誘」という。）をし」を加え、「売買契約」を「売買契約等」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務等」を加え、「販売」を「取引」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、取引業者が営業所等において売買契約等の申込みを受けた場合（営業所等以外の場所において売買契約等の対面勧誘をし、営業所等において売買契約等の申込みを受けた場合を除く。）において、営業所等以外の場所において当該売買契約等を締結して行う指定商品又は指定役務等の取引を除く。

第二條第二項中「通信販売」を「通信取引」に、

「販売業者」を「取引業者」に、「売買契約」を「売買契約等」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務等」を加え、「販売」を「取引」に改め、同条第三項中「物品」の下に「又は庶民による小口の資産の形成若しくは保全の用に供される物品」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この章において「取引業者」とは、商品の販売又は役務若しくは役務受益権（役務の提供を受ける権利をいう。以下同じ。）（以下「役務等」という。）の提供若しくは譲渡（以下「提供等」という。）を目的とする取引業者とする者をいう。

4 この章において「売買契約等」とは、商品の販売に係る契約又は役務等の提供等を目的とする取引に係る契約をいう。

6 この章において「指定役務等」とは、主として日常生活の用に供される役務等又は庶民による小口の資産の形成若しくは保全の用に供される役務受益権のうち、定型的な条件で取引するのに適する役務等又は役務受益権で政令で定めるものをいう。

第三條を次のように改める。
第三條（訪問取引における書面の交付）
第三條 取引業者は、営業所等以外の場所において指定商品又は指定役務等につき売買契約等の対面勧誘をしようとする場合には、その最初の売買契約等の対面勧誘をする際、その相手方に對し、取引業者の氏名又は名称及び住所、当該売買契約等の対面勧誘を担当する者の氏名、当該商品又は当該役務等の種類その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第四條の見出しを削り、同条中「販売業者」を「取引業者」に改め、「営業所等以外の場所において」を削り、「指定商品」の下に「又は指定役務等」を加え、「売買契約の申込み」を「訪問取引に係る売買契約等の申込み」に、「売買契約」を「売買契約等」に、「通商産業省令で定めるところにより次

の事項についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者」を「次条第二項の書面をその者」に改め、「引き渡し」の下に「若しくは当該役務等の提供等を終了し」を加え、「かつその代金」を「かつ、その代金等（商品の代金又は役務等の対価をいう。以下同じ。）」に改め、同条第一号中「販売価格」を「取引価格」に改め、同条第二号中「代金」を「代金等」に改め、同条第三号中「引渡時期」の下に「又は役務等の提供等の時期を加え、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 当該商品の販売に他の物品の引渡し若しくは役務等の提供等が付随しているときは、当該役務等の提供等に物品の引渡し若しくは他の役務等の提供等が付随しているときは、これに関する事項

第五條第一項を次のように改める。
第五條 取引業者は、指定商品又は指定役務等につき訪問取引に係る売買契約等を締結した際当該商品を引き渡し又は当該役務等の提供等を終了し、かつ、その代金等の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその売買契約等の内容を明らかにする書面を購入者等（商品の購入をする者又は役務等の提供等を受ける者をいう。以下同じ。）に交付しなければならない。

一 取引価格
二 当該商品の販売に他の物品の引渡し若しくは役務等の提供等が付随しているとき又は当該役務等の提供等に物品の引渡し若しくは他の役務等の提供等が付随しているときは、これに関する事項
三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第五條第二項中「販売業者」を「取引業者」に改め、「購入者の住居において」を削り、「指定商品」の下に「又は指定役務等」を加え、「売買契約」を「訪問取引に係る売買契約等」に、「購入者」を「購入者等」に改

め、同条第三項及び第四項を削る。

第六条の見出し中「訪問販売」を「訪問取引」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「販売業者」を「取引業者」に、「営業所等以外の場所において指定商品」を「指定商品若しくは指定役務等」に、「販売条件」を「取引条件」に、「購入者」を「購入者等」に、「商品として政令で定める指定商品」を「商品又は役務等として政令で定める指定商品又は指定役務等」に、「につき売買契約」を「につき訪問取引に係る売買契約等」に改め、「営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合」を「申込みを受け、営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。）又は営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結した場合において、その売買契約が解除されたときは」を「訪問取引に係る売買契約等が解除された場合には」に、「購入者」を「購入者等」に改め、同条第一号及び第二号中「販売価格」を「取引価格」に改め、同条第三号中「契約」を「売買契約等」に改め、同条に次の四号を加える。

四 当該役務の提供を目的とする取引に係る契約の解除が当該役務の提供の終了後にされた場合 当該役務の取引価格に相当する額

五 当該役務の提供を目的とする取引に係る契約の解除が当該役務の提供の開始後終了前にされた場合 当該役務の取引価格に相当する額から当該売買契約等の解除によつて当該取引業者が負担することを免れる費用の額を控除した額

六 当該売買契約等の解除が当該役務受益権の譲渡後にされた場合 当該役務受益権の取引価格に相当する額（当該役務受益権が返還されたときは、その額から当該役務受益権の返還された時における価額を控除した額）

七 当該売買契約等の解除が当該役務等の提供等の前にされた場合 売買契約等の締結及び履行のために通常要する費用の額

第八条の見出しを含む中「通信販売」を「通信取引」に、「販売業者」を「取引業者」に、「販売条件」を「取引条件」に改め、「当該商品」の下に「又は当該役務等」を加え、同条第一号中「販売価格」を「取引価格」に改め、「送料」の下に「又は役務等の提供等に伴い要する費用」を加え、同条第二号中「代金」を「代金等」に改め、同条第三号中「引渡時期」

の下に「又は役務等の提供等の時期を加え、同条第四号を次のように改める。

四 第九条の二第一項の規定に基づき売買契約等の解除に関する事項

第九条（見出しを含む）中「通信販売」を「通信取引」に、「販売業者」を「取引業者」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務等」を加え、「売買契約」を「売買契約等」に改め、「引渡し」の下に「又は当該役務等の提供等」を加え、「先だつて」を「先立つて」に、「代金」を「代金等」に、「当該商品につき」を「当該商品又は当該役務等につき」に改め、「送付」の下に「又は当該役務等の提供等をし」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（通信取引における契約の申込みの撤回等）

第九条の二 取引業者が指定商品若しくは指定役務等につき通信取引に係る売買契約等の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は取引業者が指定商品若しくは指定役務等につき通信取引に係る売買契約等を締結した場合におけるその購入者等（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約等の申込みの撤回又はその売買契約等の解除（当該商品が引き渡され又は当該役務等の提供等が終了し、かつ、その代金等の全部が支払われた後における売買契約等の解除を含む。）（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。この場合において、取引業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 申込者等が取引業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより行われた場合において、その行われた日（当該商品の引渡し又は当該役務等の提供等を受けた日（その引渡し又は提供等が二回以上わたるときは、最初の引渡し又は提供等を受けた日。以下この号において同じ。）がその行われた日後であるとき）は、当該商品の引渡し又は当該役務等の提供等を受けたとき（七日を経過した日の前日が当該取引業者の休業日であるときは、これに次ぐ第一の営業日を終了したとき）。

二 申込者等が取引業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費によりその価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を通商産業省令で定めるところにより行われた場合において、申込者等が当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。

三 申込みの撤回等は、前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

四 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約等に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、取引業者の負担とする。

五 前三項の規定に反する特約で申込者等に不利なもの、無効とする。

六 前四項の規定は、申込者等が第六条の規定による申込みの撤回等を行うことができる場合には、適用しない。

（通信取引における契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限）

第九条の三 第七条の規定は、通信取引に係る売買契約等の解除（当該解除につき同条の規定の適用がある場合を除く。）について準用する。

（悪質な営業方法の規制）

第九条の四 主務大臣は、取引業者が、訪問取引又は通信取引に関し、次の各号の一に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続きおそれがあるとき、当該取引業者に対し、購入者等の利益を保護するために必要な指示をすることができ、

一 消費者の住居において長時間にわたつて勧誘をすること。

三 申込者等がその売買契約等を締結した際（申込者等の住居においてその売買契約等を締結した場合を除く。）当該商品が引き渡され又は当該役務等の提供等が終了し、かつ、その代金等の全部が支払われた場合において、その取引価格が政令で定める金額に満たないとき。

第六条第三項中「売買契約」を「売買契約等」に、

「販売業者」を「取引業者」に改める。

第七条の見出し中「訪問販売」を「訪問取引」に改め、同条中「販売業者」を「取引業者」に、「営業所等以外の場所において指定商品」を「指定商品若しくは指定役務等」に、「販売条件」を「取引条件」に、「購入者」を「購入者等」に、「商品として政令で定める指定商品」を「商品又は役務等として政令で定める指定商品又は指定役務等」に、「につき売買契約」を「につき訪問取引に係る売買契約等」に改め、「営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合」を「申込みを受け、営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。）又は営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結した場合において、その売買契約が解除されたときは」を「訪問取引に係る売買契約等が解除された場合には」に、「購入者」を「購入者等」に改め、同条第一号及び第二号中「販売価格」を「取引価格」に改め、同条第三号中「契約」を「売買契約等」に改め、同条に次の四号を加える。

四 当該役務の提供を目的とする取引に係る契約の解除が当該役務の提供の終了後にされた場合 当該役務の取引価格に相当する額

五 当該役務の提供を目的とする取引に係る契約の解除が当該役務の提供の開始後終了前にされた場合 当該役務の取引価格に相当する額から当該売買契約等の解除によつて当該取引業者が負担することを免れる費用の額を控除した額

六 当該売買契約等の解除が当該役務受益権の譲渡後にされた場合 当該役務受益権の取引価格に相当する額（当該役務受益権が返還されたときは、その額から当該役務受益権の返還された時における価額を控除した額）

七 当該売買契約等の解除が当該役務等の提供等の前にされた場合 売買契約等の締結及び履行のために通常要する費用の額

第八条の見出しを含む中「通信販売」を「通信取引」に、「販売業者」を「取引業者」に、「販売条件」を「取引条件」に改め、「当該商品」の下に「又は当該役務等」を加え、同条第一号中「販売価格」を「取引価格」に改め、「送料」の下に「又は役務等の提供等に伴い要する費用」を加え、同条第二号中「代金」を「代金等」に改め、同条第三号中「引渡時期」

の下に「又は役務等の提供等の時期を加え、同条第四号を次のように改める。

四 第九条の二第一項の規定に基づき売買契約等の解除に関する事項

第九条（見出しを含む）中「通信販売」を「通信取引」に、「販売業者」を「取引業者」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務等」を加え、「売買契約」を「売買契約等」に改め、「引渡し」の下に「又は当該役務等の提供等」を加え、「先だつて」を「先立つて」に、「代金」を「代金等」に、「当該商品につき」を「当該商品又は当該役務等につき」に改め、「送付」の下に「又は当該役務等の提供等をし」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（通信取引における契約の申込みの撤回等）

きは、当該商品の引渡し又は当該役務等の提供等を受けた日（七日を経過した日の前日が当該取引業者の休業日であるときは、これに次ぐ第一の営業日を終了したとき）。

二 申込者等が取引業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費によりその価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を通商産業省令で定めるところにより行われた場合において、申込者等が当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。

三 申込みの撤回等は、前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

四 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約等に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、取引業者の負担とする。

五 前三項の規定に反する特約で申込者等に不利なもの、無効とする。

六 前四項の規定は、申込者等が第六条の規定による申込みの撤回等を行うことができる場合には、適用しない。

（通信取引における契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限）

第九条の三 第七条の規定は、通信取引に係る売買契約等の解除（当該解除につき同条の規定の適用がある場合を除く。）について準用する。

（悪質な営業方法の規制）

第九条の四 主務大臣は、取引業者が、訪問取引又は通信取引に関し、次の各号の一に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続きおそれがあるとき、当該取引業者に対し、購入者等の利益を保護するために必要な指示をすることができ、

一 消費者の住居において長時間にわたつて勧誘をすること。

二 電話により反復又は継続して勧誘をすること。

三 路上等において執ようにつきまとつて勧誘をすること。

四 威迫する言動を交えた勧誘をすること。

五 重要な事項につき、事実を告げず、又は不実のことを告げること。

六 苦情の申出に対する著しく不誠実な対応をすること。

七 前各号に掲げるもののほか、購入者等の利益を害する政令で定める不正又は著しく不当な行為をすること。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、その行方訪問取引又は通信取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第十條第一項各号列記以外の部分中「販売」を「取引」に、「訪問販売」を「訪問取引」に、「通信販売」を「通信取引」に改め、同項第一号中「売買契約」を「売買契約等」に、「購入者」を「購入者等」に、「販売」を「取引」に改め、同項第二号中「輸出取引」を「輸出取引」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「販売」を「取引」に改め、同条第二項中「訪問販売」を「訪問取引」に、「通信販売」を「通信取引」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「第四号」を「第三号」に、「訪問販売」を「訪問取引」に改め、同項第一号中「売買契約」を「売買契約等」に、「訪問販売」を「訪問取引」に改め、同項第二号中「指定商品につき売買契約」を「指定商品又は指定役務等につき、売買契約等の対面勧誘をし、売買契約等」に、「又は売買契約」を「又は売買契約等」に、「購入者」を「購入者等」に、「訪問販売」を「訪問取引」に改める。

第十條の次に次の一章を加える。

第二章の二 預託等取引契約に係る取引

(定義)
第十條の二 この章において「預託等取引契約」とは、次に掲げる契約をいう。

一 当事者の一方が相手方に対して、通商産業省令で定める期間以上の期間にわたり物品の預託(預託を受けた物品の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む)を受けること(信託の引受けに該当するものを除く)及び当該預託に關し財産上の利益を供与することを約し、又は物品の預託を受けること(信託の引受けに該当するものを除く)及び当該通商産業省令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格(一定の方法により定められる価格を含む)により当該物品を買取ることを約し、相手方がこれに應じて当該物品を預託することを約する契約

二 前号に規定する契約以外の契約であつて、当事者の一方が相手方に対して、施設の利用に關する権利その他の財産権(以下「施設利用権等」という。)を前号の通商産業省令で定める期間以上の期間管理すること(信託によるものを除く)当該期間の経過後当該施設利用権等に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む)及び当該管理に關し財産上の利益を供与することを約し、又は施設利用権等を管理すること(信託によるものを除く)及び当該通商産業省令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格(一定の方法により定められる価格を含む)により当該施設利用権等を買取ることを約し、相手方がこれに應じて当該施設利用権等を管理させることを約するもの

2 この章において「預託等取引業者」とは、預託等取引契約に基づき物品の預託を受けること又は施設利用権等を管理することを業として行う者(他の法律の規定であつて当該規定に基づく措置が講じられることにより預託等取引契約の締結及びその履行の公正並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止が

確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものを除く)をいう。

3 この章において「預託者」とは、預託等取引業者と預託等取引契約を締結した者をいう。

4 この章において「預託物品等」とは、預託等取引契約に基づき、預託等取引業者が預託者から預託を受ける物品又は預託者が預託等取引業者に管理させる施設利用権等をいう。

(預託物品等の返還等につき担保のない預託等取引契約の締結の禁止)

第十條の三 預託等取引業者は、預託等取引契約に基づき預託者に対する預託物品等の返還(預託物品等の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付することを含む。以下この項において同じ。)を担保するための当該預託等取引業者と銀行、保険会社その他の金融機関との間における政令で定める要件を満たす支払保証委託契約の締結をせず、又はその他の政令で定める当該返還を担保するための措置を講ぜず、預託等取引契約を締結してはならない。

2 前項の規定に違反して締結された預託等取引契約は、無効とする。

3 前二項の規定は、預託等取引契約で預託者が営業のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

第十一條第一項中「物品の販売」を「物品又は役務受益権の販売」に、「販売の目的物たる物品」を「その物品又は役務受益権に」、「再販売」を「再販売等」に改め、「販売すること」の下に「又は販売に係る委託の相手方が商品の販売の代理、取次ぎ若しくは媒介をすること」を加え、「販売に係る」を「販売又はその商品の販売の代理、取次ぎ若しくは媒介の委託に係る」に改める。

第十二條中「商品」の下に「の再販売等」を加え、「販売する」を「する」に改める。

第十三條中「商品」の下に「の再販売等」を加え、「販売する」を「する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたとき、その旨を公表しなければならない。

第十五條第一項中「その者」の下に「。以下同じ。」を、「商品」の下に「の再販売等」を加え、「販売する」を「する」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「商品」の下に「の再販売等」を加え、「販売する」を「する」に改め、同項第二号中「販売条件」の下に「又は商品の販売の代理、取次ぎ若しくは媒介の委託の条件」を加える。

第十六條第一項中「商品」を「商品の再販売等」に、「販売する」を「する」に、「その契約に基づき」を「その契約に基づき」に改め、「最初の引渡し」の下に「その商品が役務受益権である場合にあつては、役務受益権を証する証書(以下「役務受益権証書」という。)の引渡しとする。以下同じ。」を、「であるとき」の下に「又はその契約に係る特定負担が商品の購入についてのものでない場合においてその契約に係る再販売等の目的物たる商品の品質若しくは性能、価格等の確認のための引渡し」がその告げられた日までになされなかつたときを加える。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第十八條の見出し中「売買契約」を「売買契約等」に、「商品」を「商品等」に改め、同条第一項中「販売業者は、売買契約」を「取引業者第二項第三項に規定する取引業者をいう。以下同じ。」は、売買契約等(同条第四項に規定する売買契約等をいう。以下同じ。)に、「売買契約」を「売買契約等」に、「購入者」を「購入者等」に、「商品を送付した場合」を「商品若しくは役務受益権に係る役務受益権証書を送付した場合又は」に、「以外の商品」を「若しくは役務受益権以外の商品若しくは役務受益権」に、「商品を送付した場合において」を「商品若しくは役務受益権に係る役務受益権証書を送付した場合において」に、「商品の送付」を「商品又は役務受益権証書の送付」に、「販売業者」を「取引業者」に、「商品の引取り」を「商品又は役務受益権証書の引取り」に、「送付した商品」を「送付した商品又は役務受益権証書」に改め、同条第二項中

「商品の下に又は役務受益権証書」を加え、「売買契約」を「売買契約等」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(悪質な営業方法の規制の適用)

第十八条の二 第九条の四の規定は、取引業者が次の各号に掲げる取引を行う場合に準用する。

- 一 営業所等以外の場所において、第二十一条第一項に規定する売買契約等の対面勧誘をし、売買契約等の申込みを受け、又は売買契約等を締結して行う指定商品(同条第五項に規定する指定商品)をいう。以下同じ。又は指定役務等(同条第六項に規定する指定役務等)をいう。以下同じ。
- 二 郵便等により売買契約等の申込みを受けて行う指定商品又は指定役務等以外の商品又は役務等の取引
- 三 電話により売買契約等の勧誘をして行う商品又は役務等の取引

(主務大臣への措置請求)

第十八条の三 消費者又はその団体は、取引業者が第九条の四第一項各号(前条において準用する場合を含む。)に掲げる行為をし又は統括者(第十一條第二項に規定する統括者をいう。以下同じ)若しくは勧誘者が第十三条第一項の政令で定める基準に該当する勧誘をしている事実があると認料するときは、主務大臣に対し、その事実を報告し、第九条の四第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による指示又は第十三条第一項の規定による命令をするよう求めることができる。

2 消費者又はその団体は、取引業者、預託等取引業者(第十条の二第二項に規定する預託等取引業者をいう。以下同じ。又は統括者若しくは勧誘者がこの法律の規定に反する契約を締結し又は請求をしている事実があると認料するときは、主務大臣に対し、その事実を報告し、これらの者に対する消費者の利益を保護するために必要な指導を行うよう求めることができる。

3 前二項に規定する報告があつたときは、主務大臣は、当該報告に係る事案について必要な調査をしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による報告が、政令で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事案について第一項の指示若しくは命令又は第二項の指導をしたとき又はしないこととしたときは、主務大臣は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十八条の四 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより取引業者、預託等取引業者若しくは統括者若しくは勧誘者に対し報告をさせ、又はその職員に、取引業者若しくは預託等取引業者の営業所等若しくは統括者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条第一項を次のように改める。

主務大臣は、第二項第五項若しくは第六項、第六項第一項前段、同項第二号若しくは第三号、第九條の二第二項第二号、第九條の四第一項第七号(第十八條の二において準用する場合を含む。)、第十條第三項第二号、第十條の二第二項又は第十條の三第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、割賦販売審議会に諮問しなければならない。

第十九條第二項中「第十三條」を「第十三條第一項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第九條の四第一項(第十八條の二において

準用する場合を含む。)の規定による指示、同条第二項(第十八條の二において準用する場合を含む。)の規定による命令、同条第三項(第十八條の二において準用する場合を含む。)の規定による公表及び第十九條第一項の規定による割賦販売審議会への諮問に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通若しくは当該役務等の提供等を目的とする取引を所掌する大臣又は当該物品の流通若しくは当該施設利用権等に係る取引を所掌する大臣

二 第十三條第一項の規定による命令及び同条第二項の規定による公表に関する事項については、通商産業大臣及び当該一連の連鎖販売業に係る商品の流通を所掌する大臣

三 第十八條の三に規定する事項並びに第十八條の四第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通若しくは当該役務等の提供等を目的とする取引を所掌する大臣又は当該一連の連鎖販売業に係る商品の流通を所掌する大臣

第五章中第二十二條の前に次の一条を加える。

第二十一条の二 第十條の三第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九條の四第二項(第十八條の二において準用する場合を含む。又は第十三條第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十二條の規定に違反した者

第二十三條第一号中「第四條」を「第三條、第四條」に、「第二項若しくは第三項」を「若しくは第二項」に、「交付しなかつた者」を「交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくはこれらの規定による書面で虚偽の記載をしたものを交付した者」に改め、同条第二号を削り、

同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「第十七條第一項」を「第十八條の四第一項」に改め、同条を同条第四号とする。

第二十四條中「前二條」を「前三條」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九條及び第二十一条の改正規定並びに附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に取引業者(この法律による改正後の訪問取引等に関する法律(以下「新法」という。))第二條第三項に規定する取引業者をいう。以下同じ。が受けた売買契約等(同条第四項に規定する売買契約等をいう。以下同じ。の申込み又はこの法律の施行前に取引業者が営業所等(同条第一項に規定する営業所等をいう。以下同じ。の場所において売買契約等の対面勧誘(同項に規定する売買契約等の対面勧誘をいう。以下同じ。))をしこの法律の施行後に営業所等において受けた売買契約等の申込みについては、新法第四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に締結された売買契約等又はこの法律の施行前に取引業者が営業所等以外の場所において売買契約等の対面勧誘をしこの法律の施行後に締結された売買契約等については、新法第五條及び第七條第一号から第三号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に取引業者が受けた売買契約等の申込み若しくはこの法律の施行前に取引業者が営業所等以外の場所において売買契約等の対面勧誘をしこの法律の施行後に営業所等において受けた売買契約等の申込み又はこの法律の施行前に締結された売買契約等若しくはこの法律の施行前に取引業者が営業所等以外の場所

において売買契約等の対面勧誘をしこの法律の施行後に締結された売買契約等については、新法第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第七条第一項第四号から第七号までの規定は、この法律の施行前に締結された売買契約等又はこの法律の施行前に取引業者が営業所等以外の場所において売買契約等の対面勧誘をしこの法律の施行後に締結された売買契約等については、適用しない。

5 新法第九条の規定は、この法律の施行前に取引業者がその代金等(新法第四条に規定する代金等をいう。)の全部又は一部を受領した指定役務等(新法第二十一条第六項に規定する指定役務等をいう。)に相当する役務等(同条第三項に規定する役務等をいう。)に係る売買契約等の申込みについては、適用しない。

6 新法第九条の二の規定は、この法律の施行前に通信取引(新法第二十一条第二項に規定する通信取引をいう。)次項において同じ。)に関し取引業者が受けた売買契約等の申込み又はその申込みに係る売買契約等については、適用しない。

7 新法第九条の三の規定は、この法律の施行前に締結された通信取引に係る売買契約等については、適用しない。

8 この法律の施行前に締結された連鎖販売取引(新法第二十一条第一項に規定する連鎖販売取引をいう。)に係る契約については、新法第十五条第二項及び第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この法律の施行前に取引業者が行った役務受益権証書(新法第十六条第一項に規定する役務受益権証書をいう。)の送付については、同項中「その商品又は役務受益権証書の送付があった日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。
(罰則販売法の一部改正)

第四条 罰則販売法(昭和三十六年法律第五百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「訪問販売等に関する法律」を「訪問取引等に関する法律」に、「訪問販売」を「訪問取引」に、「通信販売及び第二十一条第一項」を「通信取引、同法第十条の二第二項に規定する預託等取引契約に係る取引及び同法第二十一条第一項」に改める。

理由

最近における訪問販売、通信販売、いわゆる現物取引及び商法、いわゆるマルチマがい商法等に係る取引状況にかんがみ、これらの取引における購入者等の利益の保護の徹底を図るため、訪問販売については、資産の形成及び保全の用に供される物品の販売及び役務等の提供等を目的とする取引を新たに規制の対象に加え、営業所外における対面勧誘による販売についてはすべて規制することとし、クーリングオフは売買契約等の履行が完了した場合にあつても行うことができることとし、及び悪質な業者に対する営業停止、公表等の制度を設ける等の措置を講じ、通信販売については、訪問販売に準ずる規制を行うこととし、預託等取引については、預託物品等の返還等につき担保のない預託等取引契約の締結を禁止し、連鎖販売取引については、役務受益権に係る取引を新たに規制の対象に加えるとともに、販売の代理、取次ぎ及び媒介の委託に係る連鎖販売取引についても規制することとし、電話等を利用した悪質な営業を行う取引業者に対する営業停止、公表等の制度を設け、消費者又はその団体が、主務大臣に対し、悪質業者に対する是正措置を講ずるよう請求するみちを開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年五月十日印刷

昭和六十一年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局